みどりの食料システム戦略の実現に向けて



北海道農政事務所
みどりの食料システム戦略
啓発キャラクター
シマリーフィ

令和８年１１月

農林水産省
北海道農政事務所

食料・農林水産業を取り巻く状況

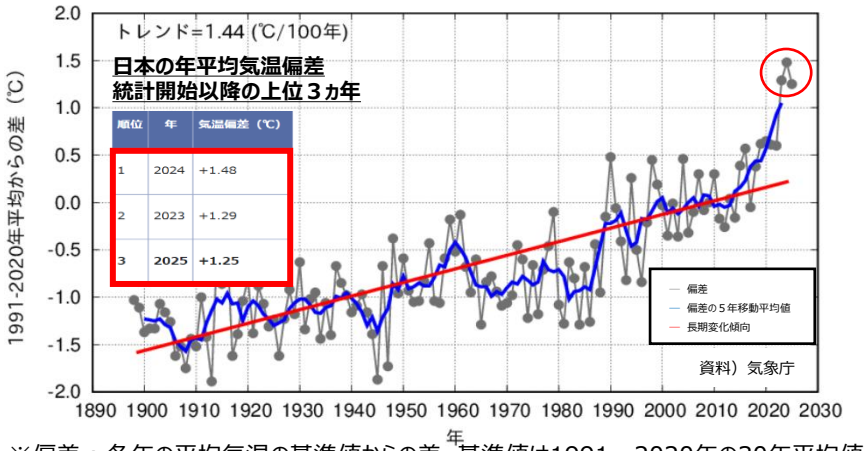


気候変動による農林水産業への影響

○　農林水産業は気候変動の影響を大きく受ける産業。近年、温暖化の進行に伴い、記録的な気温・海水温、降水日数の減少、大雨の頻度や強度の増加等による生産現場への影響が日本各地で既に発生。

○　こうした状況を踏まえ、農林水産省は「農林水産省気候変動適応計画」を策定し、高温下でも収量や品質が確保できる品種や栽培管理技術の開発・普及等、分野ごとに適応策を推進している。

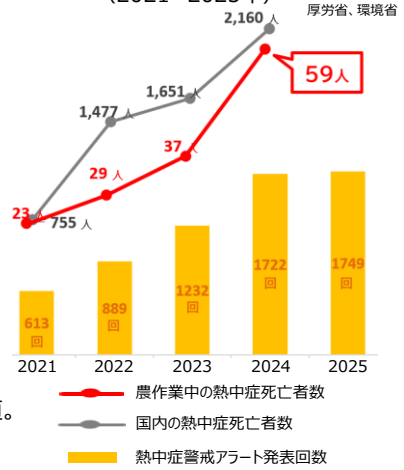
日本の年平均気温偏差（1898～2025年）



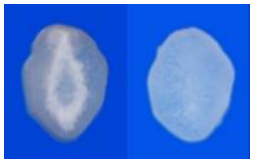
※偏差：各年の平均気温の基準値からの差。基準値は1991～2020年の30年平均値。

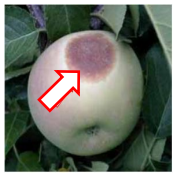
熱中症警戒アラートの発表数と熱中症死亡者数の推移

（2021~2025年）　資料）農水省、厚労省、環境省



農林水産分野における主な影響


高温によるコメの白未熟粒(左)の発生（(右)は整粒）


高温による果実の日焼けの発生（りんご）


高温等による てん菜の葉の褐斑病


高温による乳用牛の乳量の低下


渇水による水稲の立ち枯れ


高温等による牧草の夏枯れ


海水温の上昇等に起因するとみられるカキのへい死


豪雨による大規模な山地災害の発生

適応策の例

・高温耐性を有する品種の開発・導入



水稲「にじのきらめき」(左)
白未熟粒（白濁米）が少ない



りんご「紅みのり」(左)「錦秋」(右)
高温下においても着色がよい


ぶどう「グロースクローネ」
高温下においても着色がよい

・高温に対応した栽培体系への転換

・遮光ネット、細霧冷房装置、かん水設備等の設置など高温障害の発生低減に資する技術の普及


遮光ネット


細霧冷房装置

・豪雨や渇水に強い水利施設の整備


水路のパイプライン化


ゲートの自動化

・三倍体カキなど人工の種苗の導入や近年の漁場環境に応じた養殖方法の開発等を実施

世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス(GHG)の排出

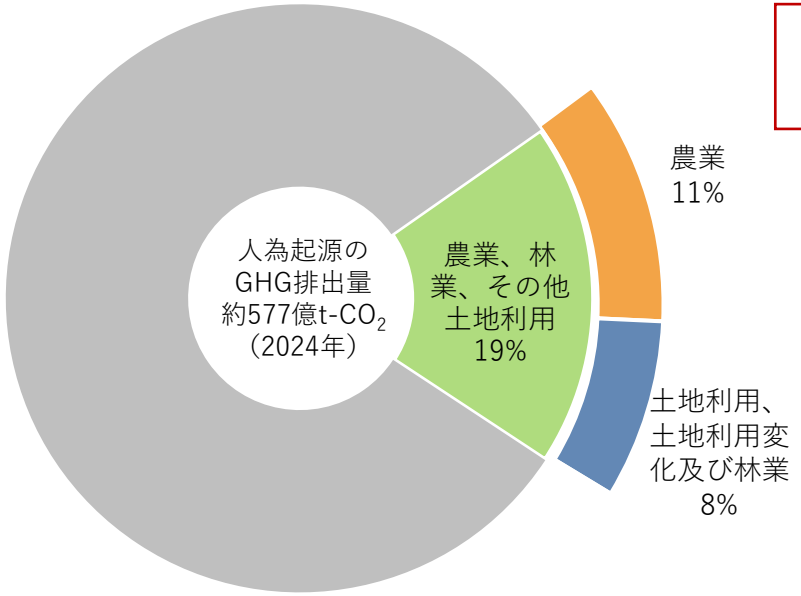
○　世界のGHG排出量は、577億トン（CO2換算）。このうち、農業･林業･その他土地利用の排出は19%（2024年）。

○　日本の排出量は10.46億トン。うち農林水産分野は4,638万トンで、総排出量の4.4%（2024年度）。

＊日本全体のエネルギー起源のCO_2排出量は世界比約2.9%(第5位、2022年(出典:EDMC/エネルギー経済統計要覧))

○　日本の吸収量は5,234万トン。このうち森林4,368万トン、農地・牧草地694万トン、沿岸湿地32万トン（2024年度）。

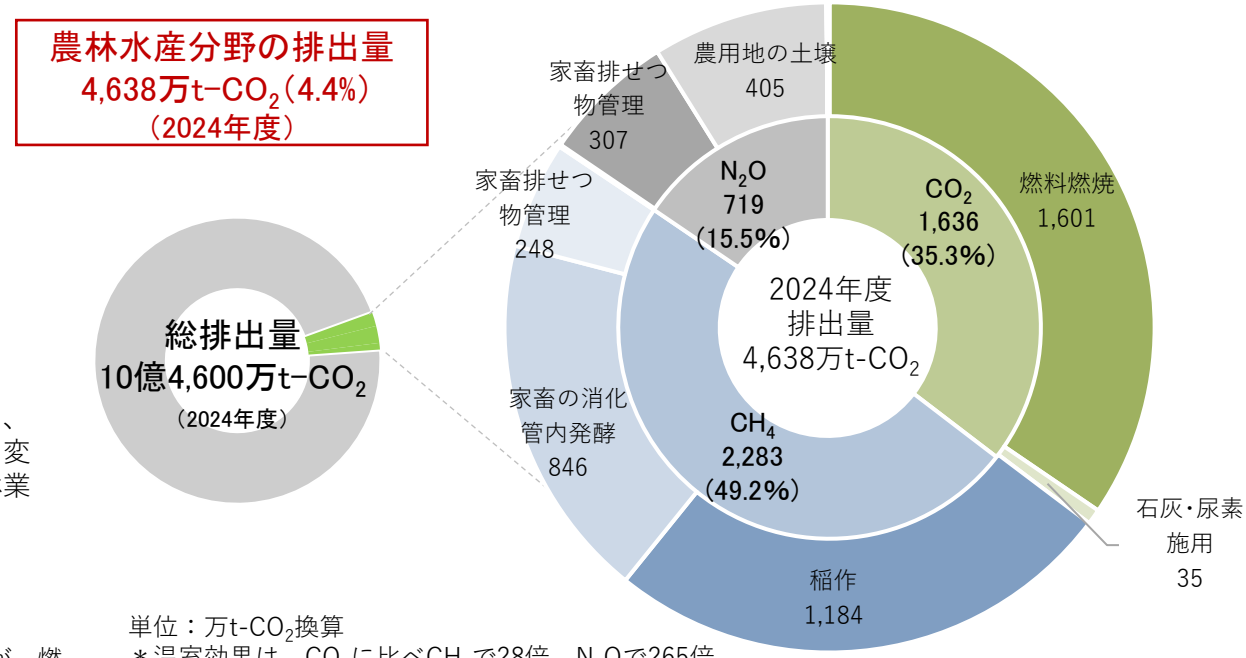
■ 世界の農林業由来のGHG排出量



＊「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「国連環境計画（UNEP）Emissions Gap Report 2025（排出ギャップ報告書2025）」を基に農林水産省作成

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO_2換算

＊温室効果は、CO_2に比べCH_4で28倍、N_2Oで265倍。

＊排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH_4・N_2Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

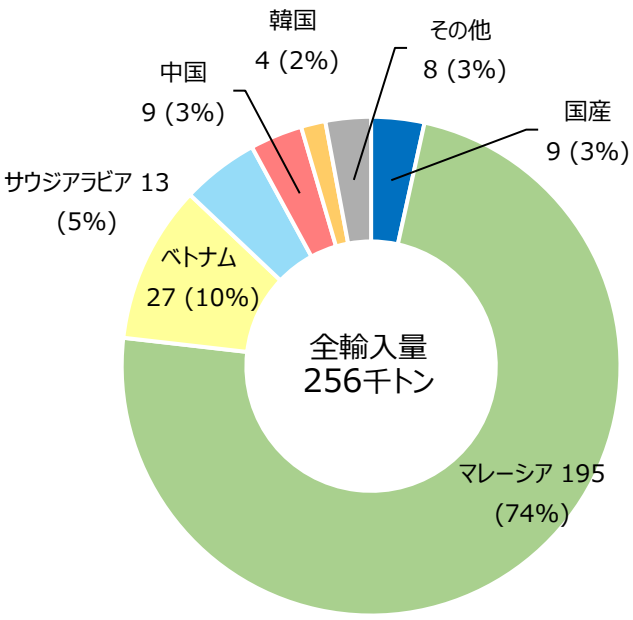
出典:国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

食料生産を支える化学肥料原料の状況

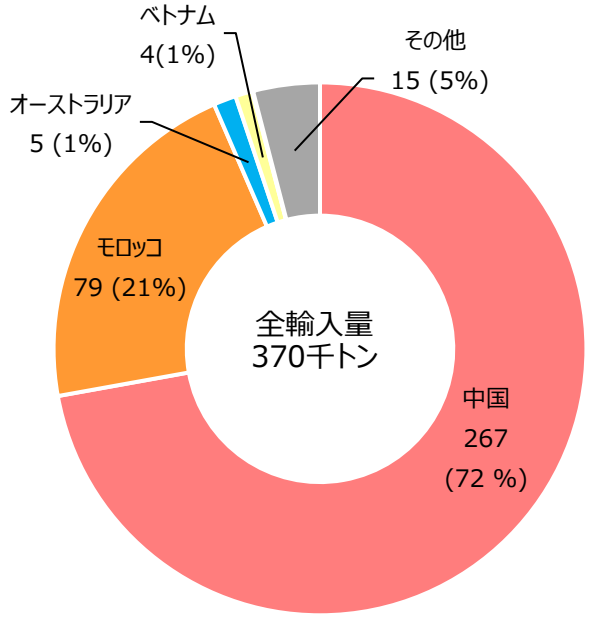
○　食料生産を支える化学肥料の原料である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は、ほぼ全量を輸入。
○　世界的に資源が偏在しているため、輸入相手国も偏在している。

Ｒ６肥料年度（令和６年７月～令和７年６月）

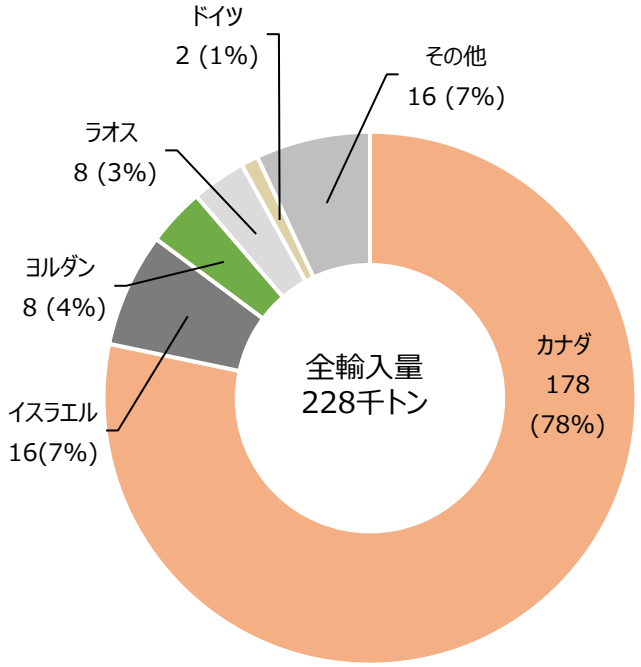
尿素（N）



リン安（N、P）



塩化加里（K）

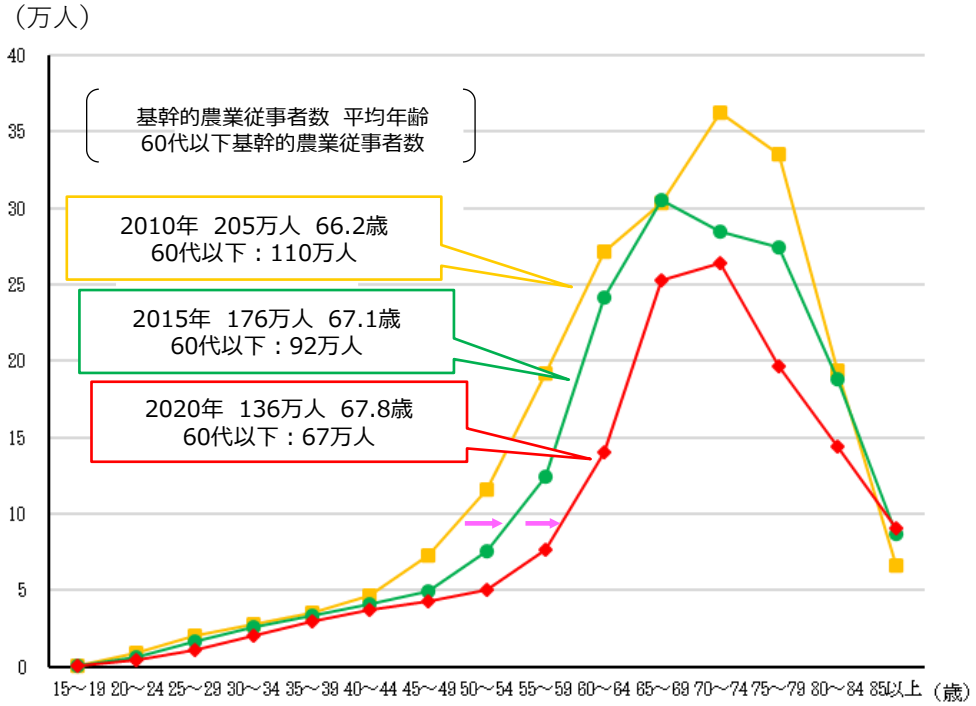


資料：経済安全保障推進法第48条第１項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けのものを除く。）。
注：１）「その他」には、輸入割合が１%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。
２）全輸入量には、国産は含まれない。

生産基盤の脆弱化　地域コミュニティの衰退

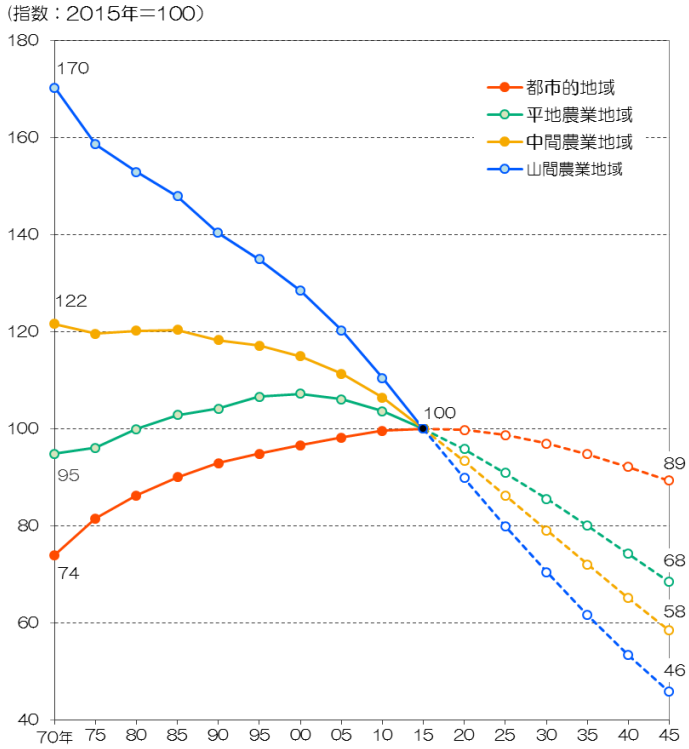
○　日本の生産者は年々高齢化し、今後一層の担い手減少が見込まれ、労働力不足等の生産基盤の脆弱化が深刻な課題となっている。
○　農山漁村の人口減少は特に農村の平地や山間部で顕著に見られる。
○　これらの影響を受け、里地・里山・里海の管理・利用の低下による生物多様性の損失が続いている。

■　担い手の高齢化と担い手不足



出典：農林水産省「2020年農林業センサス」、「2015農林業センサス」（組替集計）、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）
基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

■　農山漁村における人口減少



注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和２年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

みどりの食料システム戦略　令和3年(2021年)策定

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

○ 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
○ 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
○ こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法(R6改正)
食料・農業・農村基本計画(R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法(R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
  （省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業 等）
- ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
  （農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大 等）

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



生産

高い生産性と両立する持続可能な生産体制の構築



みどりの食料システム戦略では 2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO_2ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロスの最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020　2030　2040　2050

など 計14のKPIを設定





消費

持続可能な消費の拡大や食育の推進

加工・流通

持続可能な加工・流通システムの確立

将来にわたる 持続可能な食料システムの確立

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応
データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換 等



にじのきらめき



Jークレジットの活用推進
中干し期間の延長、バイオ炭の施用 等





環境負荷低減の取組の「見える化」
みえるらべるの普及、拡大

有機農業の推進
オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携 等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY）

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメーキングにおけるプレゼンス発揮へ

「みどりの食料システム戦略」KPI2030年・2050年目標の設定

○　みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、KPI2030年目標を決定。（令和４年６月21日みどりの食料システム戦略本部決定）

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

		KPI	2030年　目標	2050年　目標
温室効果ガス削減	①	農林水産業の**CO_2ゼロエミッション**化 (燃料燃焼によるCO_2排出量)	1,484万t-CO_2（10.6%削減）	0 万t-CO_2(100%削減)
	②	**農林業機械・漁船の電化**・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50% 高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証 小型沿岸漁船による試験操業を実施 2040年技術確立	
	③	化石燃料を使用しない**園芸施設**への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における**再エネ**の導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	⑤	**化学農薬**使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値)（50%低減）
	⑥	**化学肥料**使用量の低減	72万トン（20%低減）	63万トン（30%低減）
	⑦	耕地面積に占める**有機農業**の割合	6.3万ha	100万ha（25%）
食品産業	⑧	**事業系食品ロス**を2000年度比で半減	273万トン（50%削減）	
	⑨	**食品製造業**の自動化等を進め、**労働生産性**を向上	6,694千円/人（30%向上）	
	⑩	**飲食料品卸売業**の売上高に占める**経費**の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した**輸入原材料調達**の実現	100%	
林野	⑫	林業用苗木のうち**エリートツリー**等が占める割合を拡大 **高層木造の技術**の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
水産	⑬	**漁獲量**を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン	
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の**養殖**における人工種苗比率 **養魚飼料**の全量を配合飼料給餌に転換	13% 64%	100% 100%

みどりの食料システム法の運用状況



みどりの食料システム法の運用状況

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

みどりの食料システム法　施行（令和４年７月1日）　施行令・施行規則等も施行

国の基本方針　公表（令和４年９月15日）
告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和４年度中に全都道府県で基本計画が作成

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年（2022年）12月23日北海道、全道179市町村。

令和５年度から都道府県による
環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート

○全都道府県で計32,000以上の経営体を認定
北海道で402の経営体を認定（令和８年７月末時点）

○34道府県93区域で特定区域を設定
北海道で6地区※を設定
※湧別町福島地区、岩見沢市、安平町、新十津川町、赤井川村、旭川市

特定計画が14都道府県23区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で２件締結

（令和８年７月末時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の計画を認定


リモコン草刈機の普及


可変施肥田植機の普及


堆肥散布機の普及

○114の事業者を認定（令和８年８月末時点）
北海道で10 事業者を認定

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

環境負荷低減事業活動とは

○　環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

ロ 環境負荷低減事業活動とは…（法第２条第４項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う**農林漁業の持続性の確保に資するよう**、**農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る**ために行う次に掲げる**事業活動**

（１）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（２）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- **有機農業**の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「**排出削減対策**」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】
- **水耕栽培等**における化学肥料・化学農薬の使用低減
- 環境中への**窒素・リン等の流出を抑制**する飼料の投与等
- **バイオ炭**の農地への施用
- **プラスチック資材**の排出又は流出の抑制
- 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における**生物多様性の保全**に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

（３）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

みどりの食料システム戦略

農林水産省 北海道農政事務所

＼農家のみなさまへ／

みどり認定

受けませんか？

グループ申請も増えています！



農林水産省は
『環境にやさしい農業』に取り組む生産者
を応援します！

認定を受けたらイイことあるの？



土づくりをしたいから堆肥をまく機械がほしいなぁ・・・



子供たちのために環境にやさしい農業を続けたい！



取組を消費者にアピールしたいなぁ・・・

主に**3つの支援**が受けることが可能！

①**農林水産省の補助事業の採択で優遇**

②設備投資時の**所得税・法人税の優遇**

③日本政策金融公庫の**無利子融資**等



①優遇対象事業の一覧　②みどり投資促進税制概要　②税制対象機械の一覧　③無利子融資等の概要掲載（4ページ目）

そのほか、消費者などに**環境にやさしい農業に取り組んでいることをアピール**できます！

認定の対象となる『環境にやさしい取組』とは？

土づくり＋化学肥料・化学農薬の低減



温室効果ガスの削減



・中干し期間の延長
・ヒートポンプを利用した燃油使用量の削減
など

その他



バイオ炭の農地施用



生分解性マルチの使用



ペースト肥料の活用

プラスチック資材の排出又は流出の抑制　など

新たな『環境直接支払交付金』との関係は？

新たな環境直接支払交付金は、令和9年度を目標に、「**みどり認定**」を要件とした仕組みへの**移行を予定**していますので、みどり認定の取得を！

グループ申請とはどんなこと？

○ 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成・申請し、グループ（団体）として認定を受けることができます。
○ グループ申請の場合も、計画に含まれる**構成員は税制等の特例を活用**することができます。

グループ申請のイメージ

栽培暦など共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践している**農協の生産部会**



共同利用設備を活用しながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に取り組む**集落営農組織**

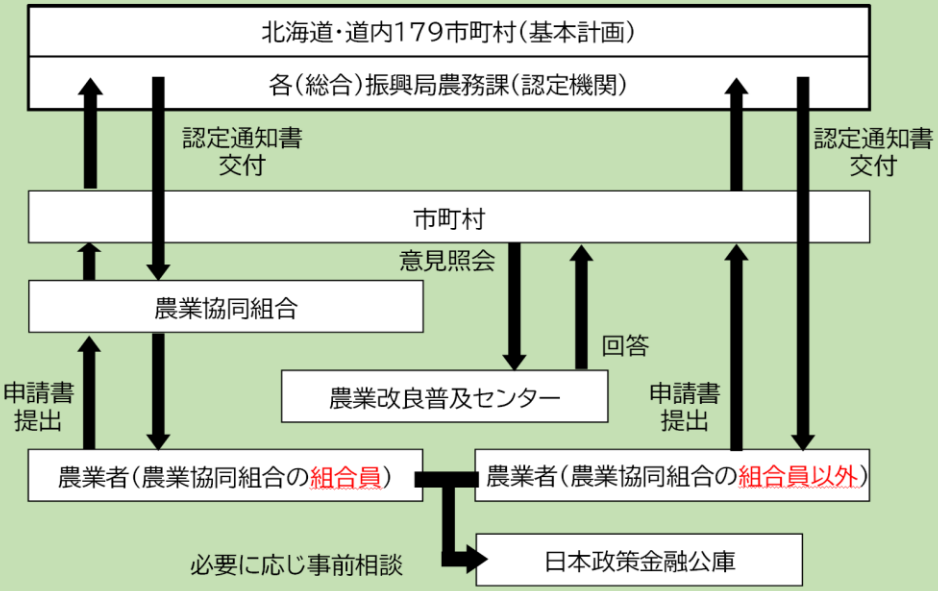


認定を受けるにはどうしたらいいの？

まずは最寄りの道の振興局やJA、市町村にご相談！ → 申請書を提出 グループでも個人でもOK！ → 道の各振興局が認定！ みどり認定農業者に！

詳しくはこちら↓（道庁HP）

【農業者向け認定フロー図】



お問合せ先：農林水産省 北海道農政事務所 みどりの食料システム戦略推進事務局
（TEL：011-330-8822）

どんな担い手が「みどり認定」を受けているの？

①品目
②環境にやさしい取組
③認定を受けたきっかけ

みどりの食料システム戦略

【グループ認定】JA新すながわ特別栽培米生産組合



①水稲

②特別栽培米生産組合に所属する61経営体が、米部門で道内初めてとなるグループ認定を受けました。慣行栽培比で5割以上の化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組むほか、稲刈り後の秋に稲わらを土壌に中にすき込む秋耕にも取り組んでいます。

③地域の付加価値の向上を目的として受けました。消費者のみならず、新規就農を考えている方や環境に関心が高い若い方からも選ばれる産地になることを期待しています！

佐竹　直人氏（名寄市）



①水稲、甜菜、小豆

②稲刈り後の秋に稲わらを土壌の中にすき込む秋耕を行うことで、温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を行っています。

③持続可能な農業を目指しています。また、融資制度や補助事業のポイント加算があることを知り、認定を受けました。

福尾　拓　（新篠津村）



①大根、人参

②生産物の茎葉のすき込みによる土づくりを行い、有機農業（有機JAS）に取り組みます。また、取組面積拡大のため、農業改良資金を活用し、大根引き抜き機や人参収穫機を導入します。

③日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付があること知り、認定を受けました！

帰山農園　（知内町）



①水稲

②慣行栽培比で5割以上の化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組むほか、稲刈り後の秋に稲わらを土壌の中にすき込む秋耕にも取り組んでいます。また、中干し期間の延長を行うことで温室効果ガスの削減にも取り組んでいます。

③補助事業の優先採択があること知り、認定を受けました！

【グループ認定】JAにいかっぷピーマン生産部会（新冠町）



①ピーマン

②ピーマン生産部会に所属する50経営体で、馬ふん堆肥の活用や天然物質由来の農薬への切替を図り、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組んでいます。

③エコファーマー制度に代わるものとして認定を受けました。また、消費者への訴求に繋がることに期待しています！

（株）とかち河田ファーム（音更町）



①人参、馬鈴薯、キヌア、大豆、小麦、小豆

②人参、馬鈴薯において慣行栽培比で5割以上の化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組むほか、キヌア、大豆、小麦、小豆において有機質肥料及び堆肥の施用による土づくりを行い、有機農業に取り組んでいます。

③補助事業の加算ポイントがあること知り、認定を受けました！

（株）E.H.F（津別町）

※津別町有機酪農研究会



①デントコーン、牧草

②有機農業（有機飼料・有機畜産）に取り組んでおり、堆肥による土づくり、デントコーンの機械除草等を行いながら環境負荷低減の取組を行っています。生産した生乳は乳業メーカーから「オーガニック牛乳」として販売されています。

③補助事業の要件になっていることを知り、認定を受けました。

（株）おひさまファーム（別海町）



①放牧地

②草地管理では、全経営面積で有機農業に取り組んでおり、また、グラスフェッドでの飼育に取り組むなど、循環型放牧酪農を実践して環境負荷低減の取組を行っています。

③自身の経営方針とみどり認定の趣旨が合致しているため、認定を受けました。

（株）Jリード　（豊頃町）



①牧草、デントコーン

②バイオガスプラントから発生する家畜ふん尿由来の液肥消化液をほ場に散布することによって、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に取り組みます。

③補助事業の加算ポイントがあること知り、認定を受けました！

みどりの食料システム法に基づく生産者※の認定状況（全国及び都道府県別）（令和８年７月末）

○ 全国の認定状況

	都道府県数	認定者数
全国の認定者数	47	39, 235

○ 都道府県別の認定状況

都道府県	認定者数（経営体数）	都道府県	認定者数（経営体数）
北海道	402	滋賀県	58
青森県	136	京都府	433
岩手県	4,757	大阪府	31
宮城県	2,214	兵庫県	217
秋田県	258	奈良県	113
山形県	361	和歌山県	781
福島県	719	鳥取県	79
茨城県	1,087	島根県	324
栃木県	2,088	岡山県	65
群馬県	674	広島県	57
埼玉県	194	山口県	313
千葉県	316	徳島県	331
東京都	15	香川県	174
神奈川県	155	愛媛県	1,279
山梨県	227	高知県	805
長野県	286	福岡県	38
静岡県	461	佐賀県	83
新潟県	204	長崎県	940
富山県	782	熊本県	2,511
石川県	2,122	大分県	100
福井県	11,178	宮崎県	169
岐阜県	212	鹿児島県	545
愛知県	368	沖縄県	385
三重県	188	合計	39,235

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

みどり法に基づく特定区域とは

○ **特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。**

○ 特定区域の設定に当たっては、**特定区域の範囲**や**その中で行われる取組の内容**についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、**有機農業の栽培管理協定**や**国庫補助事業の優遇等のメリットあり。**

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた**地域**

①有機農業による生産活動

（例：有機農業の団地化）



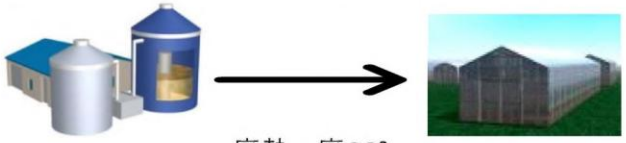
独自ブランドの確立



有機農業のための栽培管理協定の締結

②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

（例：工場の廃熱・廃CO_2を活用した園芸団地の形成）



工場　　廃熱・廃CO^2を供給　　施設園芸団地で活用

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

（例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組）



家畜　　排せつ物の堆肥化・ペレット化　　地域ぐるみで施用

✓ 特定区域設定の要件

☑ **設定する区域は、**自然的社会的諸条件からみて**一定のまとまりを有すること**

※ **オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能！**

（範囲の要件）

☑ 二戸以上の**共同又は**地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと

☑ **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること

☑ **地方自治体と連携**して、**地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大**に努めること

（取組内容の要件）

特定区域設定のメリット

①特定環境負荷低減事業活動の認定取得が可能

⇒認定を取得すると、機械・施設の導入時にみどりハードの活用が可能

②有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能

③国庫補助の予算事業で優遇

（例：オーガニックビレッジ事業において、特定区域の設定に向けて取り組む地域を支援します。）

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます！

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。

特定区域設定の手引き→

特定環境負荷低減事業活動とは

○ 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、
環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

ロ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第２項第３号）

【定義】**特定区域**の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における
農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

**地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、
生産団地を形成**

- **二戸以上の共同**又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模で**取り組むこと
- **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）

＋

以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

①有機農業による生産活動
（例：有機農業の団地化）

**②廃熱その他の地域資源の活用により
温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**
（例：工場の廃熱・廃CO_2を活用した園芸団地の形成）

**③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して
行う生産活動**
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）


ドローンによる防除の最適化

＋


ドローンのバッテリー充電施設

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

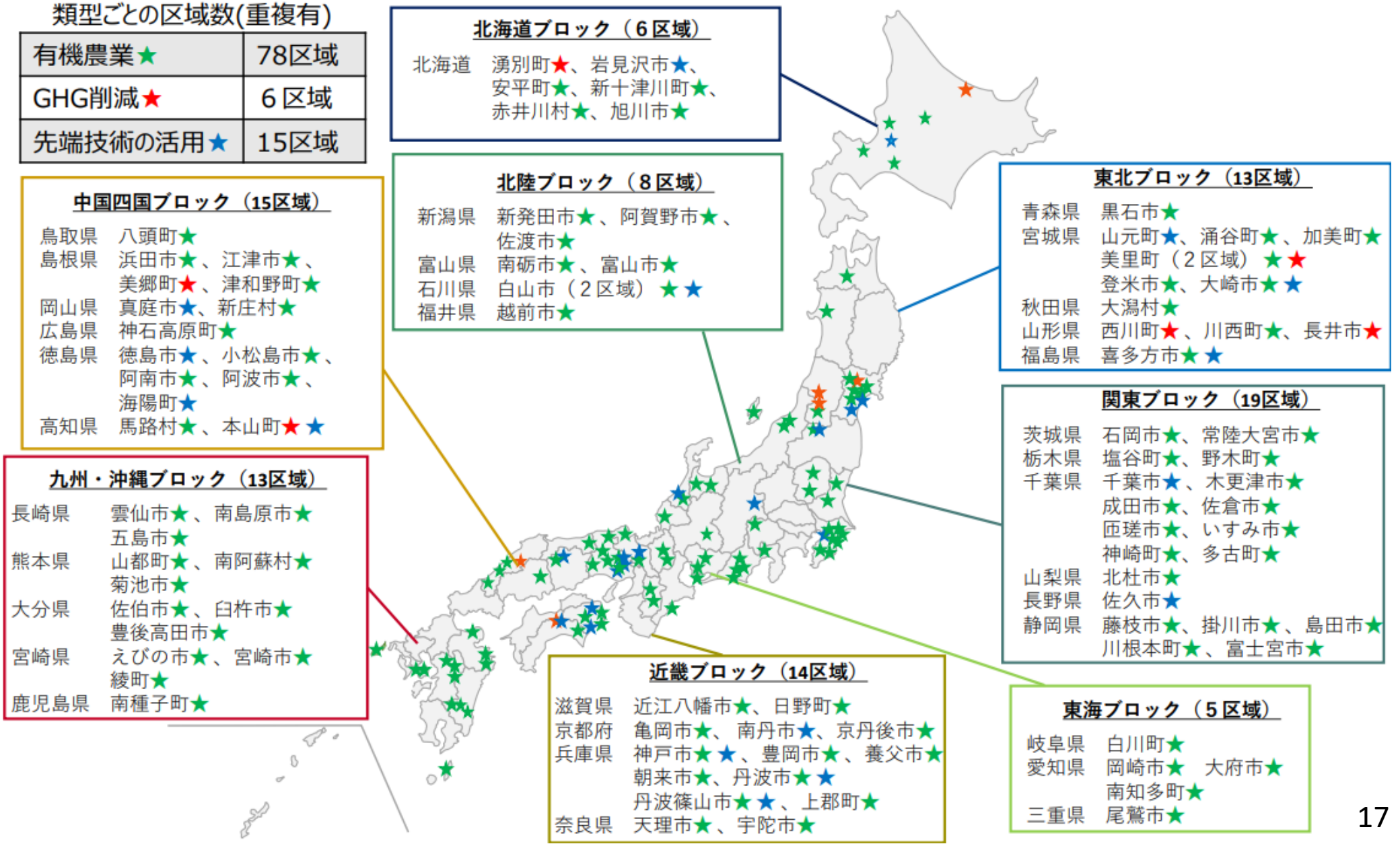
- 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
  ※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定区域（モデル地区）の設定状況

○　地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う**特定区域（モデル地区）は、34道府県93区域で設定**（令和８年３月末時点）

類型ごとの区域数(重複有)

有機農業★	78区域
GHG削減★	6 区域
先端技術の活用★	15区域



北海道ブロック（６区域）

北海道　湧別町★、岩見沢市★、安平町★、新十津川町★、赤井川村★、旭川市★

北陸ブロック（８区域）

新潟県　新発田市★、阿賀野市★、佐渡市★
富山県　南砺市★、富山市★
石川県　白山市（２区域）★★
福井県　越前市★

東北ブロック（13区域）

青森県　黒石市★
宮城県　山元町★、涌谷町★、加美町★、美里町（２区域）★★、登米市★、大崎市★★
秋田県　大潟村★
山形県　西川町★、川西町★、長井市★
福島県　喜多方市★★

中国四国ブロック（15区域）

鳥取県　八頭町★
島根県　浜田市★、江津市★、美郷町★、津和野町★
岡山県　真庭市★、新庄村★
広島県　神石高原町★
徳島県　徳島市★、小松島市★、阿南市★、阿波市★、海陽町★
高知県　馬路村★、本山町★★

関東ブロック（19区域）

茨城県　石岡市★、常陸大宮市★
栃木県　塩谷町★、野木町★
千葉県　千葉市★、木更津市★、成田市★、佐倉市★、匝瑳市★、いすみ市★、神崎町★、多古町★
山梨県　北杜市★
長野県　佐久市★
静岡県　藤枝市★、掛川市★、島田市★、川根本町★、富士宮市★

九州・沖縄ブロック（13区域）

長崎県　雲仙市★、南島原市★、五島市★
熊本県　山都町★、南阿蘇村★、菊池市★
大分県　佐伯市★、臼杵市★、豊後高田市★
宮崎県　えびの市★、宮崎市★、綾町★
鹿児島県　南種子町★

近畿ブロック（14区域）

滋賀県　近江八幡市★、日野町★
京都府　亀岡市★、南丹市★、京丹後市★
兵庫県　神戸市★★、豊岡市★、養父市★、朝来市★、丹波市★★、丹波篠山市★★、上郡町★
奈良県　天理市★、宇陀市★

東海ブロック（５区域）

岐阜県　白川町★
愛知県　岡崎市★　大府市★、南知多町★
三重県　尾鷲市★

北海道における特定区域（モデル地区）の事例

湧別町福島地区

温室効果ガス削減



○目指す姿

バイオガスプラントに園芸施設を併設し、プラントから発生する余剰熱を活用して園芸作物を栽培することで、**温室効果ガスの排出削減と高収益作物生産を両立したモデルの構築**を目指す。

○取組内容

・高収益作物（トマト・イチゴ等）を栽培する園芸施設において、**バイオガスプラントから発生する余剰熱を活用し、温室効果ガス排出を削減**する取組を推進。



余剰熱を活用した施設園芸イメージ

（令和５年12月18日設定）

岩見沢市全域

先端技術



○目指す姿

産学官連携のもと**ICT・AI等の先端技術を活用した次世代型農業の実現に向けたスマート農業の取組を推進**し、『未来につなぐ“強いいわみざわ農業の実現”』を目指す。

○取組内容

・トラクターの自動操舵や自動運転に必要な**高精度位置測位情報を全国に先駆けて構築したRTKGNSS基地局を市内4か所に整備**。
・**「業務用無線方式（免許局）」**と**「Ntrip方式」**の2種類の配信方法による運用を行うことで、**運転技術が未熟な農業者でも効率的で正確な作業が可能**。
・これらの技術を活用した**マップベースの可変施肥等による燃料及び化学肥料使用量の削減や省力化を図る取組**を推進。



高精度位置測位情報を活用した協調型ロボットトラクターによる無人走行の実証景

（令和６年12月23日設定）

安平町全域

有 機



○目指す姿

有機農業の技術指導を通じて**慣行農業からの転換、新規就農者の増加を促し、有機農業の取組を推進する**とともに、**有機農産物の活用の場を拡大を図り、有機農産物の産地形成**を目指す。

○取組内容

・慣行農業者の意識醸成、新規就農者の確保のため、**有機農業に関する講演会などを開催**。
・**学校給食への有機農産物を活用**や**有機農産物の加工品の開発を支援**。
・北海道有機農業協同組合を通じて、流通・販売先を開拓し、**有機農産物の販路の確保**を図る。



フランスから講師を招き学校給食に関する講演会を開催

（令和６年12月23日設定）

北海道における特定区域（モデル地区）の事例

新十津川町全域

有機



○目指す姿

新十津川町有機農業推進協議会が中心となり、**オーガニックビレッジ宣言に向けた有機農業の普及推進活動**を行うことで、**有機農業に参入しやすい環境の構築を目指す**。また、**有機農業による水稲の栽培の先進地**となることで、**産地の価値を向上させ、持続可能な農業の実現**を目指す。

○取組内容

・有機農業に参入しやすい環境の構築を目指し、**農業者向けの有機ＪＡＳ認証の説明会や勉強会の開催、栽培技術の実証やマニュアル化、スマート農業機械活用の検証、流通・販売先の確保に向けた検討等**、関係機関と連携して取組みを推進。

・**有機米のパックごはんを製造してイベント等での配布、学校給食への有機米の提供、町民向けの講演会の開催等**を通して、町内での有機農業への理解醸成に努める。

（令和７年12月23日設定）

赤井川村全域

有機



○目指す姿

赤井川村が主体となり、**オーガニックビレッジ宣言に向けた普及推進活動**を行うことで、地域全体での有機農業の活性化を図る。また、**有機農業の栽培面積の拡大**を目指すとともに、**計画的な出荷体制・出荷量の確保**を行うことで、**販路の拡大と所得の向上**を目指す。

○取組内容

・**栽培マニュアルを作成し、栽培する品種や資材を統一**することで、**品質の安定化**に取り組む。

・**同一品種の苗を生産する育苗施設を整備し、有機農業者に提供**する。

・**有機農業の PR や新規就農者の受け入れ、既存農家の有機転換を推進**する。

（令和７年12月23日設定）

旭川市全域

有機



○目指す姿

全国で初となる生産地（旭川市）と消費地（泉大津市）の遠隔地連携によるオーガニックビレッジ宣言に基づき、生産地と消費地が直接「顔の見える関係性」でつながり、**双方にとっての地域課題の解決が図られるような共存共栄の関係性を構築**することで、**全国の「農業連携」のモデルケ ース**となることを目指す。また、**有機産物の販路の拡大や、有機農業の取組者及び取組面積の拡大**を目指す。

○取組内容

・**泉大津市の学校給食への旭川産有機米の提供の継続。**

・有機農業への理解促進と機運醸成を図るため、 **旭川市と泉大津市の両市において有機農業に関するＰＲ 活動を行う**ほか、**大都市圏などの他のエリアにおいてもＰＲ活動**を行う。

・**農業機械や設備、機器等の導入を支援。**

（令和７年12月23日設定）

環境負荷低減に取り組む農林漁業者の取組を支える事業者の計画認定制度

○　環境負荷低減に取り組む農林漁業者を支える事業者の基盤確立事業計画を認定し、各種支援を措置。

基盤確立事業とは・・・（法第２条第５項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ **認定**

事業者
〈基盤確立事業実施計画を作成〉

①**先端的技術の研究開発**及び成果の移転の促進
②**新品種の育成**
③**資材又は機械の生産・販売**
④機械類の**リース・レンタル**
⑤環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う**新商品の開発、生産又は需要開拓**
⑥環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の**流通の合理化**

（地方農政局等を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

1　**基本方針に適合**し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること

2　農林漁業由来の**環境負荷の低減の効果の増進**又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の**付加価値の向上に相当程度寄与するもの**であること
（事業展開による効果の**広域性**や、技術の普及状況等を踏まえた**先進性**等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合
（①～③を満たす必要があります。）
①以下のいずれかに該当すること
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
②10年以内に販売されたモデルであること
③農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

認定者に対する支援措置

○補助金の採択要件
・みどりハード事業

○課税の特例（法人税・所得税）
（１）資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
（２）機械メーカー向け(対象は生産者)
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
（販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減）

○補助金等適正化法の特例
・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化

○農地法の特例
・農地転用許可の手続のワンストップ化

○種苗法の特例
・品種登録の出願料及び登録料の減免

○食料システム法の特例
・日本公庫による長期低利資金の貸付適用

○中小企業者向け金融支援【非法律事項】
・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
（機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援）

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
※認定類型ごとに活用できる支援措置が異なります。

環境にやさしい農林漁業を応援するため

みどりの基盤認定

を受けてみませんか？

「みどりの食料システム法」に基づき、

環境負荷の低減に取り組む**農林漁業者の取組を支える**

事業者の計画認定制度が始まっています！

計画の取組類型と認定を受けるメリット

環境負荷低減に資する技術の研究開発・実証	病害抵抗性や少肥適応性などを有する新品種の開発	環境負荷の低減に資する資材・機械の生産・販売
<認定事例> **EF Polymer㈱(沖縄)** 農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる“超吸水性ポリマー”を開発。 <認定を受けるメリット> ・農林水産省が**取組概要をWEBで公開**し、事業のPRを行います。 ・国庫補助事業で**優先採択のためのポイント加算**がつきます。 （全取組共通のメリット措置です）	<認定事例> **(地独)北海道立総合研究機構(北海道)** 北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、**病害虫に強い品種**を育成。 <認定を受けるメリット> ・**品種登録出願**を行う際に、出願料が**軽減または免除**されます。	<認定事例> **三和油脂㈱（山形）** ごま油の副産物を活用した**堆肥ペレット**等について、製造機械を導入し、普及拡大。 **㈱天神製作所（宮崎）** 堆肥の生産を効率的に行う**自動撹拌機**の普及拡大。 <認定を受けるメリット> ・**みどり投資促進税制（特別償却）**が活用できます。 ・資材・機械を生産する設備の取得等に**新事業活動促進資金**の活用が可能です。
環境負荷の低減に資する機械のリース・レンタル	**環境負荷低減の取組で生産された農林水産物を原料とした新商品の開発**	**環境負荷低減の取組で生産された農林水産物の流通の合理化**
<認定事例> **㈱ハタケホットケ(長野)** 水田内を走行し、水を濁らせることで雑草の成長を阻害し、除草作業を効率化する抑草ロボットのレンタル拡大。 <認定を受けるメリット> ・機械を生産する設備の取得等に必要な資金について、**新事業活動促進資金**の活用が可能です。	<認定事例> **千代菊㈱(岐阜)** **有機栽培米を使用した日本酒**の消費拡大。 <認定を受けるメリット> ・計画実施に必要な調査、設備の取得について、**みどりの食料システム戦略推進交付金**が活用できます。 ・食品等の製造施設、流通施設等の取得に必要な資金について、**食品等持続的供給促進資金**※の活用が可能です。	<認定事例> **㈱オプティム(東京)、㈱オプティムアグリ・みちのく(青森)** ドローン等を用いて**化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築**し、ブランド米として付加価値を向上。 <認定を受けるメリット> ・計画実施に必要な調査、設備の取得について、**みどりの食料システム戦略推進交付金**が活用できます。 ・食品等の製造施設、流通施設等の取得に必要な資金について、**食品等持続的供給促進資金**※の活用が可能です。

※旧：食品流通改善資金

（令和８年４月）

基盤確立事業実施計画の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業は、地球温暖化による**気候変動などの影響を受けやすい**産業です。また、農林漁業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった**環境負荷が生じている側面**もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し**持続可能な農業の実現に向けて**、みどりの食料システム法（以下、「法律」と記載します。）が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む**農林漁業者を支える事業者**の概ね5年間の**事業計画を認定**し、**各種支援措置**を講ずることとしています。

【認定の対象となるの取組類型】
①先端的技術の研究開発・実証
②新品種の育成
③機械又は資材の生産・販売
④機械のリース・レンタル
⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
⑥流通の合理化

◁ 認定を受けた事業者の取組概要はこちら

□ 計画認定を受けるメリット

メリット①　設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！（右上取組類型の③）

Case1: 化学肥料・化学農薬に代替する資材（堆肥など）**を生産・販売する場合**

資材を製造するための専門の設備を導入する際に、**特別償却**（※）が受けられます。
（※）機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%
【例：家畜排せつ物の自動撹拌機、ペレタイザー、バイオコンポスターなど】


良質な堆肥を供給する堆肥化処理施設等

Case2: 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる機械等を生産・販売する場合

製造する機械について、法律に基づき都道府県の認定を受けた農業者が導入した際に、**特別償却**（※）が受けられる対象機械に加えることができます。
（※）機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%

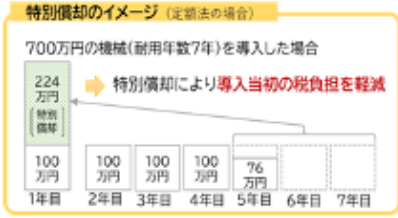
【税制特例の対象機械の例】


水田用除草機


堆肥散布機


ラジコン草刈機

税制対象一覧はこちら



メリット②　設備投資等に活用可能な国庫補助金があります！

取組類型③資材の生産・販売、⑤新商品の開発、生産又は需要開拓、⑥流通の合理化に取り組む計画の認定を受けた事業者は、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、**みどりの事業活動を支える体制整備（R7補正・R8当初）**が活用できます。
◎栽培実証等（補助率：定額）や施設整備（補助率：1/2）で補助があります！

◁ 事業の詳細はこちら

メリット③　さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。（右上取組類型の①～⑥）

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、
「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出、
国内肥料資源利用拡大対策事業、
林業・木材産業循環成長対策交付金　など

◁ 優遇措置のある事業はこちら

メリット④　日本政策金融公庫の低金利融資の貸付けを受けられます。
活用可能な融資：**新事業活動促進資金**（取組類型の③、④）、**食品等持続的供給促進資金**（取組類型の⑤、⑥）など

お問合せ先　農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
（TEL:03-6744-7186）

みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

○　令和８年４月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**105の事業者**の取組を認定。
化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**93機種**がみどり税制の対象となっている。（うち道内10件）
○　特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大。

日本家畜貿易株式会社

建屋の設置を必須とせず、自動撹拌機よりも維持管理費が抑えられ、堆積方式よりも短期間での堆肥化を可能とするトラクター牽引式コンポストターナーを全国の酪農家・畜産農家等に販売し、堆肥の利用促進による化学肥料の使用低減に寄与。


トラクター牽引式
コンポストターナー


運搬時の形態

資材の生産・販売

㈲営農企画

地域のバイオマス資源（もみ殻燻炭、鶏糞、きのこの廃菌床、野菜くずなど）を活用した堆肥の生産拡大に向けて必要な設備を新たに導入するとともに、周辺地域の農業者にも販路を拡大することで化学肥料の使用低減に寄与。


堆肥原料の自動撹拌機

資材・機械の生産・販売（82件　うち道内７件）

日本ニューホランド（株）


ファテライザー
スプレッダー
（可変施肥機）
等

（株）IHIアグリテック


可変施肥
ブロードキャスタ
等

エム・エス・ケー農業機械（株）


オフセット
シュレッダー
等

別海バイオガス発電(株)

家畜排せつ物等を活用したバイオガス発電の副産物として発生する液肥の普及拡大に取り組む。




（株）北土開発

てんさいの製糖工場から排出される脱水汚泥を原材料とした汚泥肥料の普及拡大を図り、化学肥料の使用低減に寄与。


大地の素
（汚泥肥料）

新品種の開発
（２件のうち道内１件）

（地独）北海道立総合研究機構

稲のいもち病や小麦の雪腐病、ばれいしょのジャガイモシロシストセンチュウなどの病害虫に強く、収量性を兼ね備えた新品種の育成を行い、クリーン農業など北海道における環境保全型農業の推進に貢献。


水稲


小麦


ばれいしょ

研究開発・実証（５件）
機械のリース・レンタル（１件）
流通の合理化（４件）

新商品の開発
（５件 うち道内２件）

（株）フレッシュフーズ

有機カット野菜サラダを首都圏で広く販売するため、製造拠点となる食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。

認定を受け、**食品流通改善資金を活用し**、施設整備を行う。




（株）神門（じんもん）

有機韃靼（だったん）そばを原料とした乾麺を自社製造するための製麺設備を導入し、あわせて有機JAS 認証及びHACCP認証を取得することにより、有機韃靼そばの乾麺の有利販売と有機農業の取組拡大を図る。




環境負荷低減の取組の「見える化」の推進



農産物の環境負荷低減の取組の「みえる化」について①

○ 環境負荷の少ない農業の取組を拡大していくためには、「見える化」により消費者の理解を深め、購買行動の変容を通じて、生産者の努力を応援することが重要。
○ このため、消費者に分かりやすく環境負荷の度合いを伝える「みえるらべる」を令和６年３月からスタート。
○ 道内ではこれまで143件（令和８年９月末時点）の「みえるらべる」の登録があり、イオン北海道での「たまねぎ」「ばれいしょ」「トマト」の販売や、道の駅等においてミニトマトを原料としたトマトジュース等の加工品の通年販売など、「みえるらべる」を貼った農産物を販売する動きが広がっている。

みえるらべる（みる＋えらべる）

★:削減貢献率　5%以上
★★:　〃　10%以上
★★★:　〃　20%以上



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

★:取組の得点1点
★★:　〃　2点
★★★:　〃　3点以上

生物多様性保全への配慮　※米に限る

＜取組一覧＞

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

対象品目：24品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ピーマン（露地・施設）、ミニトマト(施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、　みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

道内のスーパーや道の駅など100以上の店舗で「みえるらべる」を貼った農産物を販売

※時期により、販売されていない農産物があります。



イナゾーファームの**トマトジュース**（士別市）
※通年販売　道の駅「羊の町侍・士別」



JAきたみらいの**サステナブルたまねぎ**（北見市）



JAきたみらいの**サステナブルじゃがいも**（北見市）
イオン北海道（道内109店舗）



平野農園の**お米**（恵庭市）
恵庭道の駅「かのな」



JAきたみらいの**Ecoみらいたまねぎ**（北見市）
コープさっぽろ（北見市３店舗）

峯農産食品(株)のお米（岩見沢市）
(有)山石前野商店







(株)寅福の**サステナブルトマト**（上ノ国町）
イオン北海道（道内109店舗）
／サッポロドラッグストア（一部）

「みえるらべる」
延べ登録数
143件

農産物の環境負荷低減の取組の「みえる化」について②

○　全国各地の小売店等において、みえるらべるを表示した農産物等の販売が広がっている。

神明（全国）：米穀卸売

・化学農薬・化学肥料の使用低減や生物多様性保全に取り組む、JAみやぎ登米、JAたじまの**米**を全国のイオン等で販売。



イオン北海道（北海道）：スーパー

・北海道内のイオン全店舗において、化学農薬・化学肥料を減らし栽培された**玉ねぎ、ばれいしょ**を販売。



コープおきなわ（沖縄）：スーパー

・意欲ある地域の農業者が全国で初めて**ピーマン**の「見える化」に取り組む。

・環境に配慮して栽培された**ピーマン、にんじん、きゅうり、なす、ばれいしょ**を販売。



寒河江サービスエリア（山形）：SA

・中干し期間の延長や秋耕を実施して栽培された**米**を通年販売。パッケージにラベルを印字。



ヤオハン（栃木）：スーパー

・栃木県内の8店舗において、化学農薬の使用低減やもみ殻・牛糞等を使用した堆肥の施用により栽培された**トマト**を通年販売。



ゆめマート（長崎）：スーパー

・ゆめマート新大村店において、化学農薬・化学肥料の使用低減やバイオ炭の施用により栽培された**きゅうり**を販売。



秋田県立増田高等学校（秋田）：学校

・生徒が環境に配慮して育てた**米**でGHG削減貢献・生物多様性保全の両方で星３つを取得。

・校内や地域イベントのほか、令和7年11月に東京・大丸の催事において生徒自らが対面販売。



道の駅恐竜渓谷かつやま（福井）：道の駅

・化学農薬・化学肥料不使用や生物多様性保全に配慮して栽培された**米**を販売。



マックスバリュ（三重）：スーパー

・三重県の店舗で**トマト、白菜、大根、かんしょ、白ねぎ、キャベツ、にんじん、ばれいしょ、ほんれん草、レタス**を販売。



グリーンコープ生協（九州、広島、山口）：宅配

・化学肥料不使用で栽培された**白ねぎ**を販売。

さとふる（Webサイト）：ふるさと納税

・令和6年12月より、**米・野菜**等の「見える化」農産物の返礼品を紹介する特集ページを公開。

・特集ページには、みえるらべるや「見える化」の取組の説明を掲載。



「見える化」の流れ

生産者・事業者等

算定シート利用者登録

農水省

算定シートの送付

指定様式等を１週間以内に連絡

生産者・事業者等

算定シートの入力・報告

＜使用する栽培データ＞
※入手不可のデータについては標準値の使用が可能

○収穫量、収穫面積
○作物残さの取扱（すき込み、焼却、持ち出し）
○(水田のみ) 中干しの状況、秋耕
○バイオ炭（種類と施用量）
○緑肥の種類
○農薬、肥料、堆肥：使用量
○燃料・電力：消費量
○（水田のみ）生物多様性保全の取組　等

算定シートの使い方解説動画はこちら↓

地方農政局・拠点も一体となって入力・算定を支援します

農水省

算定支援

入力値の確認
算定結果確定
登録番号付与
（１～２週間程度）

生産者・事業者等

（星がついた場合）登録番号の受領

生産者・事業者等

みえるらべるの表示を検討

ラベルデータのダウンロード
ラベルシール・ポップ等資材のサイズ・必要枚数等を農水省に連絡
（必要に応じて）

農水省

資材の送付



生産者・事業者等

資材の受取・貼付

ラベル貼付
ポップの掲示 等



販売

農水省「見える化」ホームページ

お問合せ先や利用者登録・算定報告のリンク、最新の販売実証状況を掲載しています

「環境負荷低減活動定着サポート」により、支援できる場合がありますので、都道府県にご相談ください。

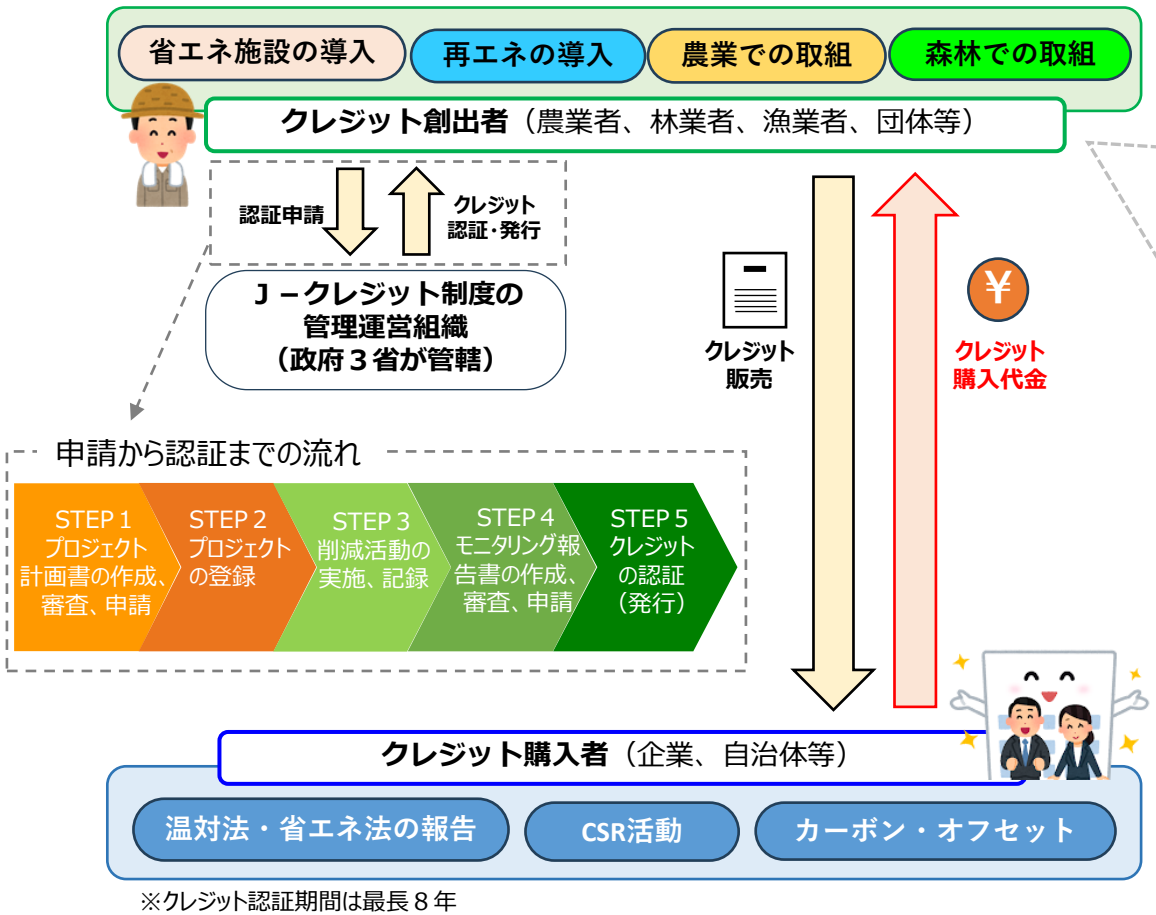
農林水産分野における
カーボン・クレジットの推進



J-クレジット制度とは

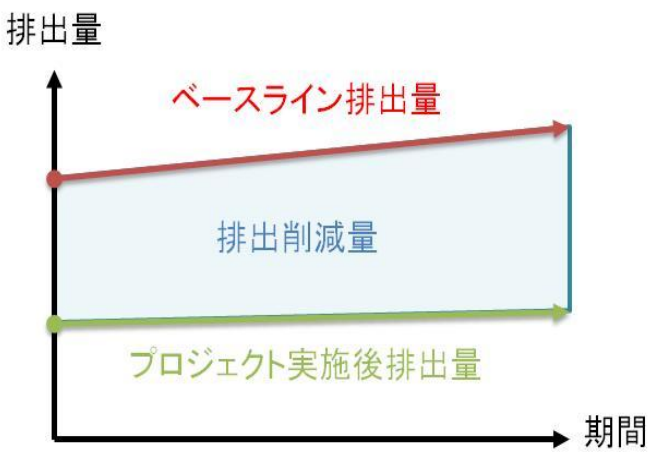
○ J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用のほか、水田の水管理の変更や適切な森林管理による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
○　農林漁業者等の排出削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができることから、農林水産分野での活用が期待。

■ Ｊ－クレジット制度の仕組み



※クレジット認証期間は最長８年

クレジット認証の考え方



ベースラインアンドクレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO_2換算温室効果ガス排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「Ｊ－クレジット」として認証

J-クレジット制度における農業分野の方法論

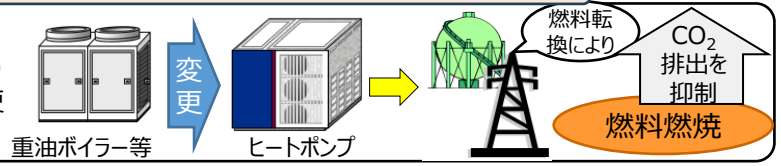
- Ｊ－クレジット制度では、排出削減・吸収に資する対象技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定（これを方法論という）。
- 現在、Ｊ－クレジット制度全体で、76の方法論を承認。このうち、農業分野の方法論は７つ（2026年４月現在）。

■農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論　2026年４月時点

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稲栽培における中干し期間の延長
	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
	牛への飼料添加物（曖気中の温室効果ガス削減に資するもの）を使用した飼料の給餌
森林	森林経営活動
	再造林活動

施設園芸等におけるランニングコストの低減等の取組

- **空調設備の導入**
  効率のよい空調設備（ヒートポンプ等）を導入することにより、化石燃料等の使用量を削減

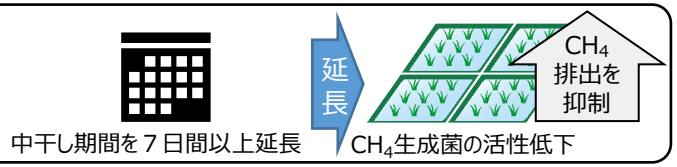


土壌改良や既存の農法の活用等の取組

- **バイオ炭の農地施用**
  バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壌に貯留



- **水稲栽培における中干し期間の延長**
  水稲の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのCH_4排出量を抑制



肉用牛の肥育期間短縮・増体等の取組

- **肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌**
  肉用牛に、バイパスアミノ酸を加えた飼料を給餌することで成育を促進し、従来より肥育期間が短縮されること等により、枝肉重量あたりのCH_4及びN_2Oの排出量を抑制



新規方法論（令和８年２月追加）

- **牛への飼料添加物を使用した飼料の給餌**
  牛に第一胃（ルーメン）内のメタン生成菌の働きを抑制する飼料添加物※を使用した飼料を給餌することで、CH_4の排出量を抑制
  （※）「カシューナッツ殻液」、「3-ニトロオキシプロパノール(3-NOP)」が対象



※今後新規方法論の策定が期待される技術：乾田直播、秋耕（削減効果の検証中）

農業分野のJ-クレジットの実績

- Ｊ－クレジットのプロジェクト登録件数のうち、農業者が取り組むものは62件。
- 農業者が取り組むプロジェクトによって、これまでに約62万トン（CO_2換算）のクレジットが認証（発行）。

■ 農業者が取り組むプロジェクトの内訳

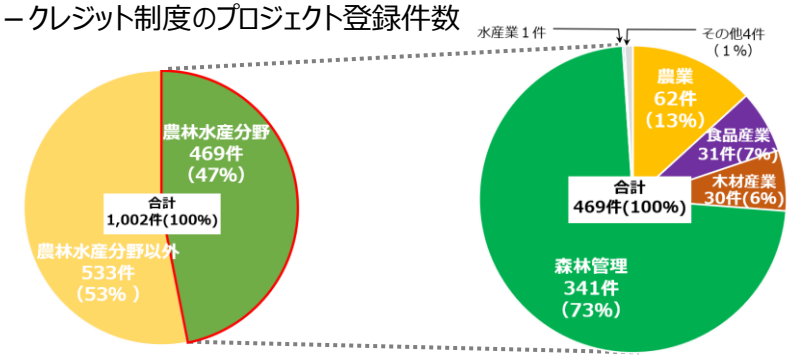
◆**太字**はプログラム型プロジェクト、**赤字**は2026年８月までにクレジットが認証されているプロジェクト

分類	方法論	件数	取組者
省エネ	空調設備の導入　など	5	(同)北海道新エネルギー事業組合、**唐津農業協同組合**、**フタバ産業(株)**、**クボタ 大地のいぶき**、**九州電力(株)**
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料の代替　など	4	(株)伊賀の里モクモク手づくりファーム、(株)タカヒコアグロビジネス、(株)デ・リーフデ北上、イオンアグリ創造(株)
省・再エネ	未利用熱の熱源利用　など	1	(株)エア・ウォーター農園
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	3	**味の素(株)**、**(株)Eco-Pork**、**デザミス(株)**
	家畜排せつ物管理方法の変更	2	(株)ファームノートデーリィプラットフォーム、**Green Carbon(株)**
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	1	**(株)フェイガー**
	バイオ炭の農地施用	17	**(一社)日本クルベジ協会**、**(株)TOWING**、**(株)未来創造部**、**NTTドコモビジネス(株)**、**(株)フェイガー**、**(株)Chem.Eng.Lab.**、**大山乳業農業協同組合**、**シンコムアグリテック(株)**、**(株)KCL**、**(株)フジタ**、**(株)ホンダトレーディング**、**Green Carbon(株)**、**(株)庄内こめ工房**、**(株)Jizoku**、**(株)トロムソ**、**Blue Farm(株)**、**ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)**
	水稲栽培における中干し期間の延長	28	**クボタ 大地のいぶき**、**Green Carbon(株)**、**三菱商事(株)**、**(株)フェイガー**、**(株)Jizoku**、**NTTドコモビジネス(株)**※2件のプロジェクトを実施、**クレアトゥラ(株)**、**(株)バイウィル**、**伊藤忠食糧(株)**、**阪和興業(株)**、**フィード・ワン(株)**、**神山物産(株)**、**(株)Rev0**、**田中産業(株)**、**(株)鈴生**、**日本電計(株)**、**グリーンアース(株)**、**(一社)スマート農業共同体**、**(株)アルプロン**、**新潟市**、**SBI地方創生サービシーズ(株)**、**(株)おてんとさん**、**(株)Sustech**、**グラントマト(株)**、**八幡平市**、**三ッ輪環境計画(株)**、**あぶくま川水系角田地区土地改良区**
	バイパスアミノ酸の給餌	1	**味の素(株)**※アミノ酸バランス改善飼料の給餌との併用プロジェクト（バイパスアミノ酸の給餌にのみ計上）
合　　計		**62**	

■ 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量（2026年3月現在）

方法論	クレジット認証量（累計）
省エネ・再エネ	65,747t-CO_2
家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	291t-CO_2
家畜排せつ物管理方法の変更	6,898t-CO_2
バイオ炭の農地施用	2,441t-CO_2
水稲栽培における中干し期間の延長	586,585t-CO_2
合　　計	661,962t-CO_2

■ Ｊ－クレジット制度のプロジェクト登録件数



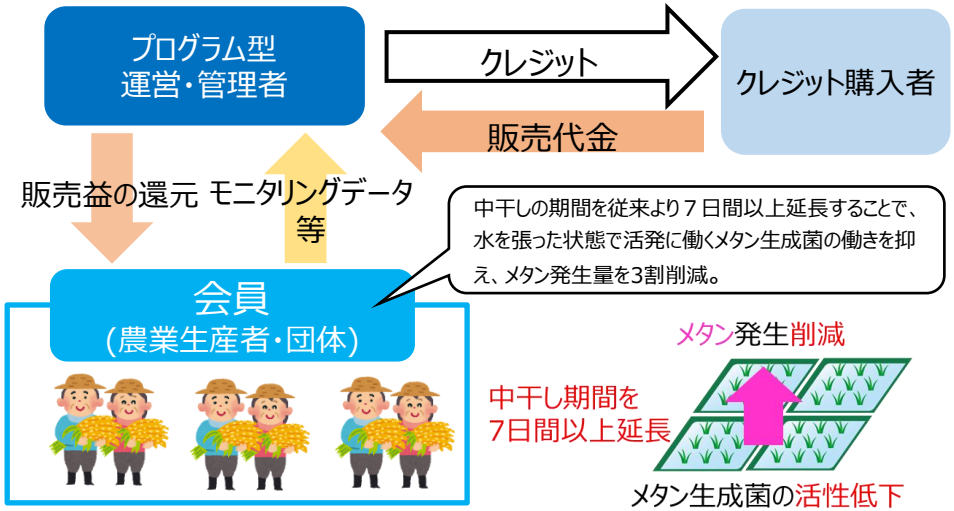
※農業分野の62件は農業者等が実施するプロジェクト件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、52件が農業分野の方法論に基づく取組（2026年８月現在）

「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり

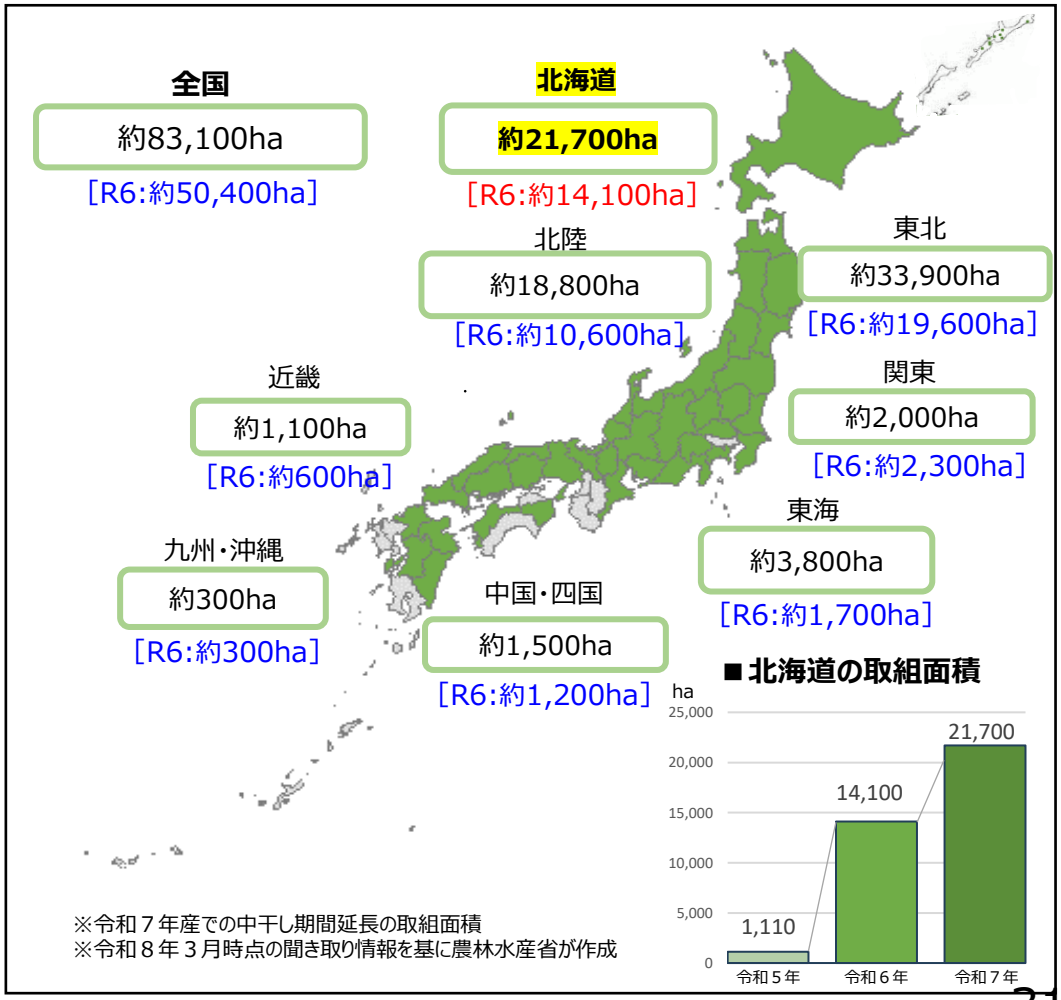
○ 水稲栽培における「中干し」の期間を従来よりも延長することで、土壌からのメタン発生量が削減。
○ 「中干し期間の延長」については令和５年から、J-クレジット制度における農業分野の方法論として認められた。
○ 北海道における取組面積は、令和５年で約1,100ha、６年は約14,100ha 、７年は約21,700ha＊と大幅増。
＊令和８年３月時点の農林水産省の聞き取り情報に基づく。

■水稲栽培における「中干し」の期間延長について

登録されているプロジェクトは、全て、複数の削減活動を取りまとめ、一括でクレジットを発行する「プログラム型」。



■全国の「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組状況（面積）



■留意点

①中干し期間を延長することで、水生生物への影響が想定される場合は、作期の分散や江の設置など、地域の実情に応じて対策を検討すること。

②（独）農業環境技術研究所（現 農研農業機構農業環境研究部門）によれば、全国８県の栽培試験において、中干し期間の延長によって、地域によっては増収した場合もあるものの、平均3%程度減収したとの報告。減収の要因として、過度の土壌乾燥などが影響する場合があるため、不安があれば、先にグリーンな栽培体系加速化事業を活用した実証に取り組むことも有効。

③食料生産において、食品安全の確保は最優先。カドミウム濃度の高い地域では、出穂期前後各3週間における湛水管理を行うことが重要であり、中干しは7日から10日前後に留める必要があることから、こうした地域での中干し期間の延長の取組の可否については、地域の実情に応じて慎重に判断する必要。

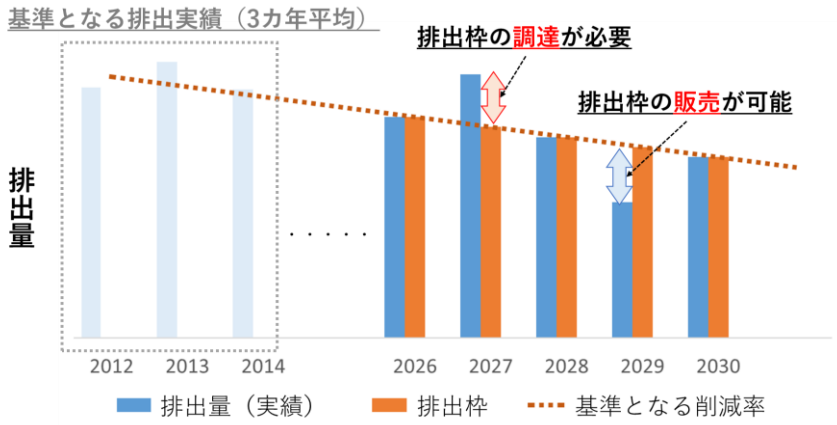
J-クレジットを取り巻く状況

- 改正GX推進法に基づく排出量取引制度（GX-ETS）でのクレジット活用が広がる可能性。市場におけるJ－クレジットの直近の売買動向としては、CO2トン当たり４千円台後半から5千円程度で取引。
- 現状、農業分野においては、「相対取引」で主に行われているため、カーボンクレジット市場での取引実績は低位。

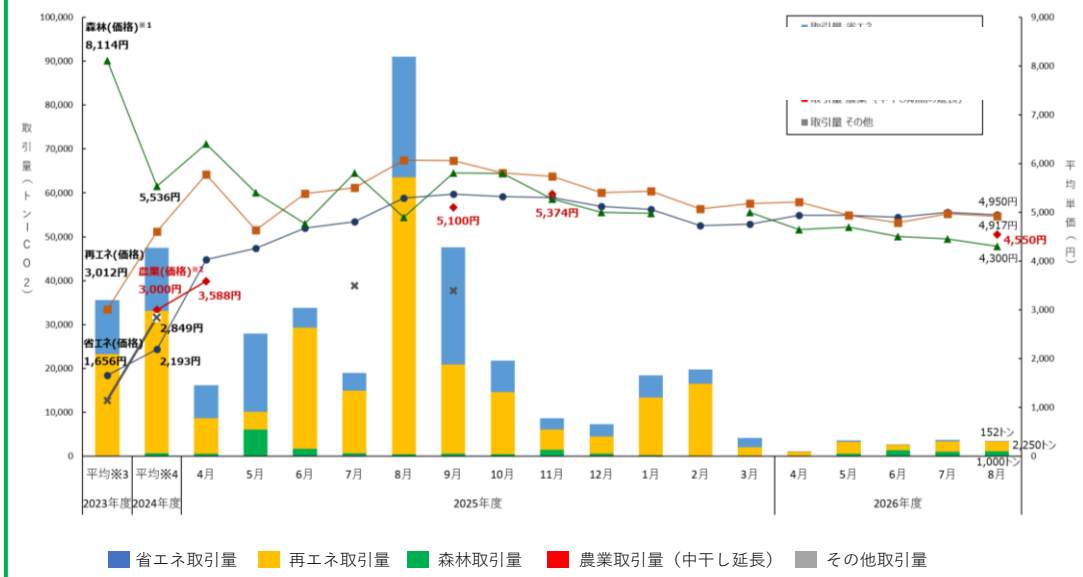
改正GX推進法に基づく排出量取引制度の概要

- 2025年５月に改正GX推進法が成立し、2026年度から二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化。
- 制度の対象事業者数は300～400社程度、カバー率は日本における温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。
- 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、ＧＸ推進機構が排出枠取引市場を運営。上限価格は4,300円/t、下限価格は1,700円/t。
- 本制度では、J-クレジット、JCMクレジットを使用可能なクレジットとし、各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%を上限。

GX-ETS（排出量取引制度のイメージ）



市場におけるJ－クレジットの売買動向



※日本取引所グループ（JPX）のカーボン・クレジット市場日報より、農林水産省が作成

環境配慮のチェック・要件化



環境負荷低減の要件化の本格実施

○　食料システム全体での環境負荷低減への意識向上と、その取組の底上げを図るため、農林水産省の**原則全ての補助事業等**において、最低限行うべき**環境負荷低減の取組の実践を要件化**（愛称：みどりチェック）。
○　令和６年度から段階的に試行実施を行い、**令和９年度から本格実施**。

「みどりチェック」の内容

○基本的な内容

- 環境関係法令の遵守
- 適正な施肥
- 適正な防除
- 生物多様性への悪影響の防止
- エネルギーの節減
- 悪臭・害虫の発生防止
- 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分



具体的な取組は解説書に記載

「みどりチェック」の流れ

申請 → 取組の実践 → 報告 → 確認

チェックシートの記入・提出

補助事業等を活用する者は、事業の申請時及び完了報告時に、該当するすべての項目をチェックし、提出。

チェックシートの例（抜粋）

申請時（します）	○
報告時（しました）	

←該当する方に○

	適正な施肥
☑	肥料を適正に保管
☑	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☑	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☑	有機物の適正な施用による土づくりを検討

取組内容の確認

・令和８年１月より国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組を確認
・対象者は抽出により選定

本格実施に向けたスケジュール

令和６年度～　試行実施
・申請時のチェックシート提出

（令和７年度～８年度）
＋報告時のチェックシート
＋取組内容の確認

令和９年度～　本格実施
（手続きは試行実施時と同様）

本格実施に向けた負担軽減の検討

現在、GAP認証取得者はチェックシート提出の省略可

⇒さらに、生産者団体等が生産者に求めている要件等において、環境負荷低減の取組が含まれている場合※、同様の対応を検討

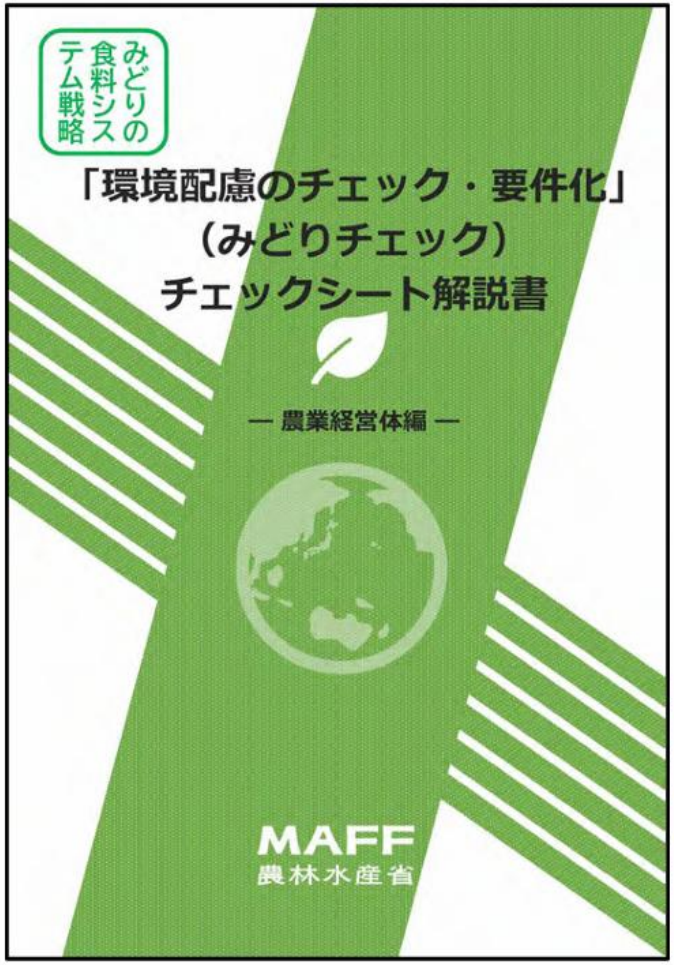
※　以下の条件を満たす必要
・ みどりチェックと同等以上の内容が含まれていること
・ 第三者が確認する仕組みがあること

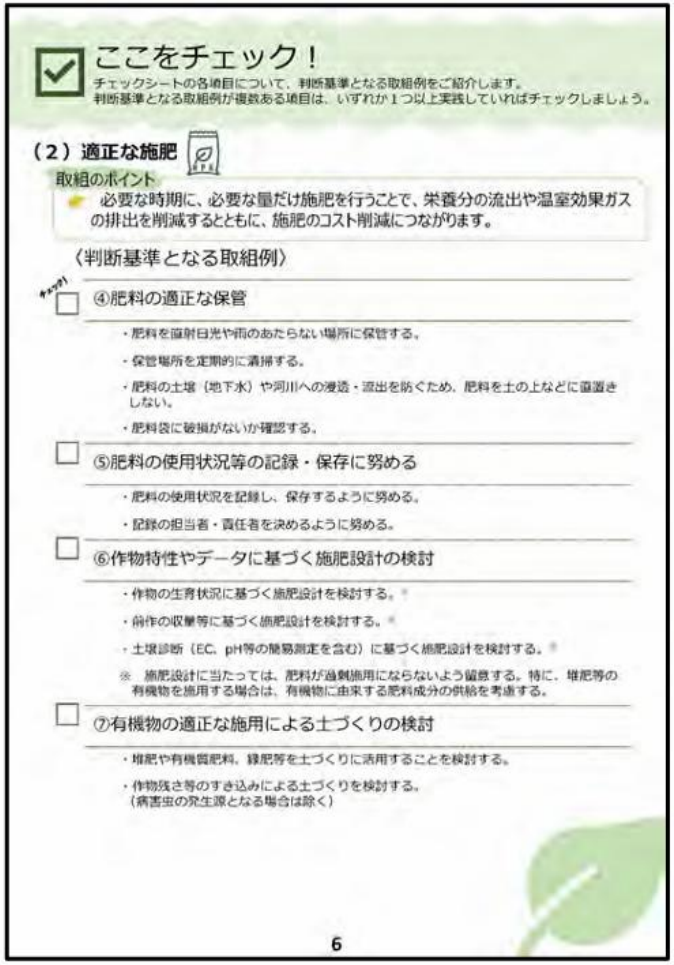
みどりチェックの現場への円滑な導入

現場が「みどりチェック」の取組を円滑に導入できるよう
○ チェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組の内容を明示
○ 現場で「みどりチェック」に取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手続のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

【「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかが明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。





◀ 解説書の表紙と内容のイメージ

解説書やQAは、農水省HPの「みどりチェック」ページに掲載。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html



みどり戦略学生チャレンジ
みどりの食料システム戦略食卓プロジェクトチーム



みどり戦略学生チャレンジ①

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等がみどりの食料システム戦略に基づいた活動を実践する機会として、令和6年度より「みどり戦略学生チャレンジ」を実施。

○ 令和７年度実施の第２回大会では、全国から応募された387チームの取組から、大臣賞・官房長賞等を選定。

○ 北海道ブロックでは、31チーム(高校の部22チーム、大学・専門学校の部９チーム)の参加があり、北海道農政事務所長賞等を選定。

全国大会

・令和８年２月14日に本省にて全国大会（表彰式・交流会）を開催し、12チームが出場。

・農林水産大臣賞は、熊本県立熊本農業高等学校と東海学院大学医療栄養学科が受賞。

・北海道からは、高校の部、大学・専門学校の部にそれぞれ２チームが参加。



根本農林水産副大臣の
冒頭挨拶



取組発表の様子


交流会の様子


全体写真

北海道ブロック

・令和７年12月19日に北海道ブロック大会の交流会(オンライン)を開催し、13チームが参加。


取組発表の様子


全体写真

・令和８年２月25日に高校の部の表彰式、令和８年３月２日に大学・専門学校の部の表彰式（※）を開催。

※当日都合が合わなかった拓殖大学北海道短期大学は、令和８年３月13日に同大学にて表彰状を授与。

○高校の部



北海道農政事務所長賞等を
受賞した３校の全体写真

○大学・専門学校の部



JAグループ北海道会長賞等を
受賞した２校の全体写真

みどり戦略学生チャレンジ②

○　みどり戦略学生チャレンジ北海道ブロック大会の参加校

参加校

○全国大会

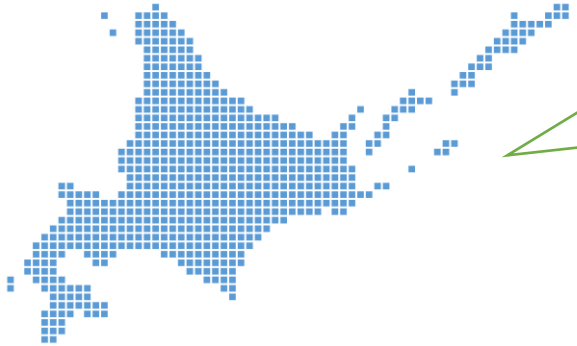
■大臣官房長賞



北海道真狩高等学校



北見工業大学



北海道ブロック大会で
特に優れた取組は、
全国大会に出場！

○北海道ブロック大会

■北海道農政事務所長賞



北海道大野農業高等学校

■JAグループ北海道会長賞



北海道中標津農業高等学校

■北海道農業研究センター長賞



北海道壮瞥高等学校

■優秀チャレンジ賞

・旭川工業高等専門学校
・旭川農業高等学校
・音更高等学校
・釧路商業高等学校
・剣淵高等学校
・新十津川農業高等学校
・真狩高等学校
・静内農業高等学校
・帯広農業高等学校
・大野農業高等学校
・当別高等学校
・富良野農業高等学校
・夕張高等学校
・とわの森三愛高等学校



拓殖大学北海道短期大学



北海道立農業大学校



天使大学

・札幌大学
・北海道大学
・別海高等学校農業特別専攻科
・北海道立農業大学

みどりの食料システム戦略食卓プロジェクトチーム（食卓PT）

○ 北海道農政事務所では、消費者の食と環境への関心を高め、環境に配慮した消費行動への変容を促すため、若手職員を中心とした「みどりの食料システム戦略食卓プロジェクトチーム（食卓PT）」を結成（2022年７月１日）し、「みどりの食料システム戦略」に関する様々な取組を展開。

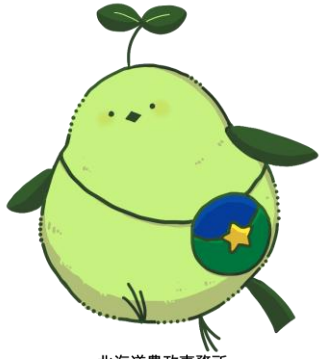
【R８年度食卓プロジェクトチーム編成】

＊やさいめぐりチーム

＊有機農作業体験チーム

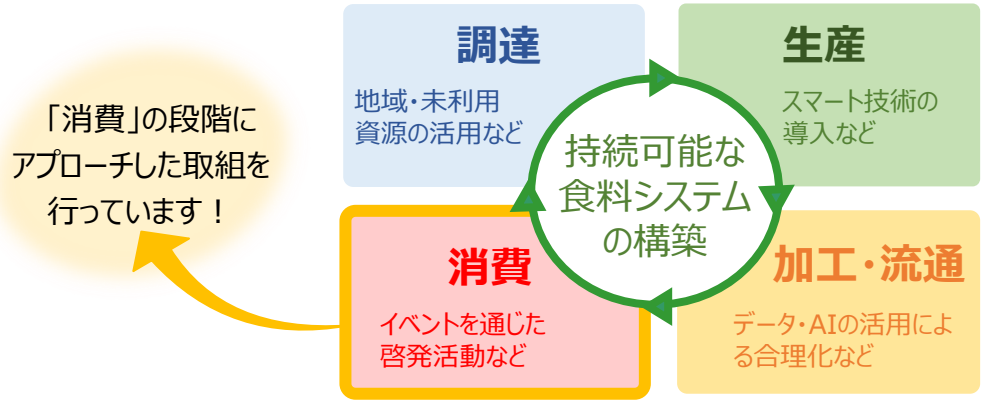
＊みどり戦略PRチーム

＊新規企画チーム



北海道農政事務所
みどりの食料システム戦略
公式マスコットキャラクター
シマリーフィ

主に入省１～６年目の若手職員で構成しており、生産者や関係事業者・機関・団体等との意見交換等を通じて、消費者の食と環境への関心を高め、環境に配慮した消費行動への変容を促す様々な取組を企画展開しています。



有機農業に係る農作業体験の実施





小冊子「やさいめぐり」の作成・発行







各種イベントでのパネル展示等





有機農業の状況



有機農業の推進に関する基本的な方針の概要

○みどりの食料システム戦略（令和3年策定）で有機農業の目標設定、食料・農業・農村基本法（令和6年改正）で「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たに基本理念として位置付け。みどり加速化GXプラン（令和8年6月策定）では世界で勝てる有機農業の面的拡大を施策として設定。
○オーガニックビレッジ創出や学校給食での活用拡大、輸出の増加など我が国の有機農業の取組は徐々に拡大。
○今後、広域供給に対応した産地の育成・強化と有機農業の意義・特徴の訴求等により供給力強化と需要拡大の好循環を形成するとともに、ネットワーク構築による技術の開発・普及等を進め、更に有機農業の拡大加速化を図る。

基本的な事項

- 更なる有機農業の取組の拡大加速化に向けて、**供給力強化と需要拡大の好循環**を形成
- 低コストで安定的に**広域供給**が可能となるよう、**産地の育成・強化**、**生産性向上**、**流通の合理化**等を推進（供給力強化）
- **有機農業の意義・特徴の訴求**、**販路の多様化**、**消費者ニーズに対応した商品の供給**等を推進（需要拡大）
- 取組を支える基礎として、**ネットワーク構築による技術開発・普及**、**有機JAS制度を利用しやすい環境づくり**を推進

推進に関する施策

生産拡大

- 農業者向け**研修機会**の充実
- 農業大学校等における**教育機会**の充実
- 有機農業への**移行期に対応**し、取組の定着・拡大を促す支援の検討
- **品質の確保された**堆肥の施用の推進
- **有機資材**の調達等を円滑化する情報提供、**有機種苗**を確保しやすい環境づくり
- **有機JAS制度**を利用しやすい環境づくり
- **技術開発・普及**を通じた**単収向上**や**省力化**
- **品目の特性**を踏まえた生産拡大

水稲	除草労力や病害虫防除等が課題。**省力化技術導入**や**農業団体との連携**、**輸出**に向けた取組を推進。
麦・大豆	輸入シェアが大きい。国産原料への転換に向け、**需要に応じた生産体制**の構築、**有機JAS制度対応の加工処理施設**の確保、水稲との輪作体系などの**雑草抑制技術**や**病害抵抗性品種の開発・普及**を推進。
野菜	有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多いことや小ロットによる流通コスト高が課題。**省力化や安定生産に向けた技術**開発・普及、**集出荷拠点**の確保や**加工・産地間連携**等を推進。
果樹	有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多い。収量の減少や外観品質の確保が難しい傾向にある。**病害虫抵抗性品種の開発**や消費者の理解の増進のほか、**有機加工品**への対応を推進。
茶	海外需要が高い。生産性向上に向けて**有機栽培に適した品種**や**省力化技術の開発・普及**を推進。

流通・加工拡大

- **物流の合理化**に向けた、既存の流通網の活用等による**共同輸送**、**有機JAS制度に対応した流通体制**の構築
- 取扱い拡大に向けた、既存の出荷・調製施設等を有する**地域の農業団体等の活動の後押し**
- **産地間連携**等による**安定的な供給体制**の構築
- コスト低減による**学校給食**での活用の推進
- **多様な販路**（加工・外食等）の確保
- 安定供給体制を備えた**産地育成**、増加する**加工・業務用需要**への対応
- 同等性の活用等による**輸出促進**

需要拡大

- **エビデンス**を伴った有機農業の意義・特徴の情報収集・発信
- 民間事業者との連携を通じた**消費者のライフスタイルや行動の変容を促す**取組の推進や情報発信
- **有機JAS制度**等の普及啓発、有機農産物使用の**訴求方法**の検討
- **国等の機関や民間企業**における活用の推進
- **農業体験**や**学校給食**を通じた有機農業の理解の増進、消費者と農業者の**交流拡大**、**産地と消費地の連携**の促進
- **学校給食**等への有機農産物の供給円滑化、取組拡大のための情報提供

産地づくり

- 有機農業を核とした**地域づくり**や**官民共創**の取組、**民間投資**の促進
- 産地間及び産地と消費地の連携（**オーガニックブリッジ**）の推進
- 供給ロットの拡大、多様な販路に対応する**安定供給体制**の構築
- **スマート農業技術**等導入による生産性の向上
- **共同利用施設**の整備、集出荷の合理化、農業支援サービスの活用促進
- 有機農業に取り組む**農地の確保・団地化**等の推進
- 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた**地域の農業団体等の活動の後押し**

技術開発・普及

- 有機農業関係者が参加する**ネットワーク構築**
- ネットワークを通じた栽培技術、機械・資材等の情報共有、**技術・指導者へのアクセス向上**
- **品目・地域の実情に応じた技術**等の研究開発の推進
- **研究開発ニーズ**の共有 、研究機関等へ研究開発の働きかけ
- ネットワークを通じた課題解決や指導員の情報入手円滑化による**指導体制充実**
- 地域の実情に応じた**技術体系の確立**

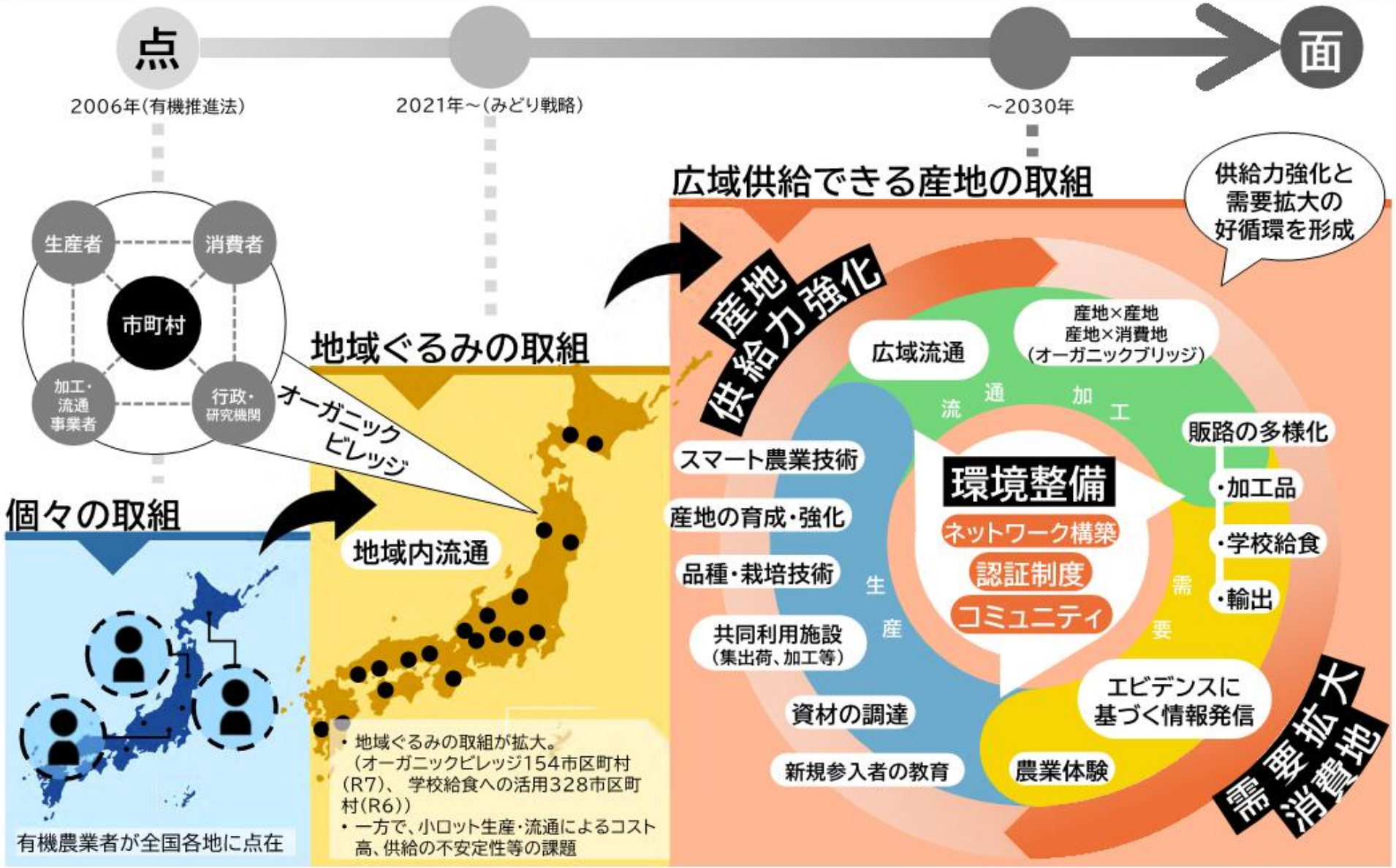
推進及び普及の目標（進捗状況）

※消費者物価指数（食料）により補正

目標等	基準値	実績値	目標値（2030年）
有機食品の需要見通し	1,850億円（2017年）	3,595億円（2,766億円※）（2025年）	3,280億円
有機食品の輸出見通し	17.5億円（2017年）	265億円（2025年）	210億円
有機食品の国産シェア	60%（2017年）	53.3%（2024年）	84%
週1回以上有機食品を利用する消費者の割合	17.5%（2017年）	17.4%（2025年）	25%
有機農業の取組面積	2.35万ha（2017年）	3.98万ha（2024年）	6.3万ha
有機農業者数	1.18万人（2009年）	1.27万人（2024年）	3.6万人

2030年目標に向けた有機農業の推進のイメージ

○有機農業が、オーガニックビレッジなどの地域のまとまった取組になってきており、今後、広域に供給できる産地を形成し、有機農業のさらなる拡大を図る。

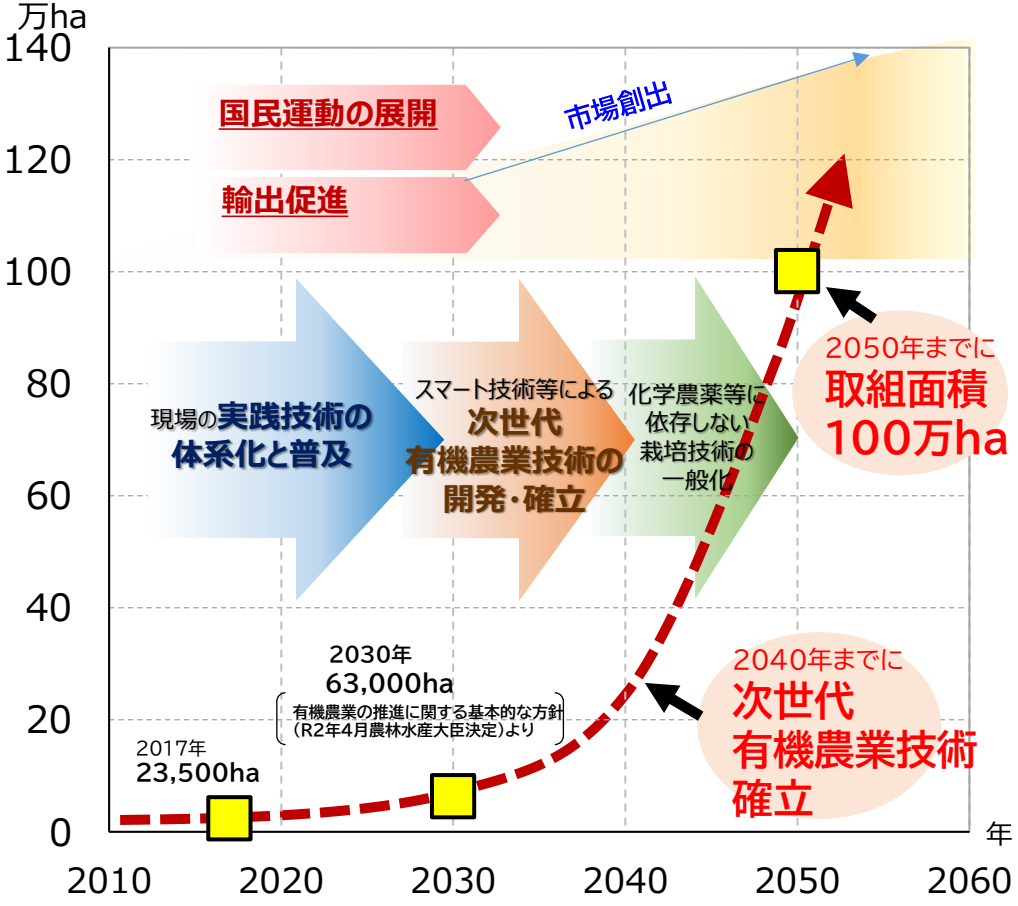


有機農業の取組の拡大

目 標

・**2050年までに**、**オーガニック市場を拡大**しつつ、耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）

・**2040年までに**、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる**次世代有機農業技術を確立**



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

●10年後（2030年）の**国内外の有機食品の需要拡大を見通し**、**生産および消費の目標**を設定。

有機農業の取組面積
23.5千ha(2017)→**63千ha**（2030）

有機農業者数
11.8千人(2009)→**36千人**（2030）

有機食品の国産シェア
60%(2017)→**84%**（2030）

有機食品を週1回以上利用する者の割合
17.5%(2017)→**25%**（2030）

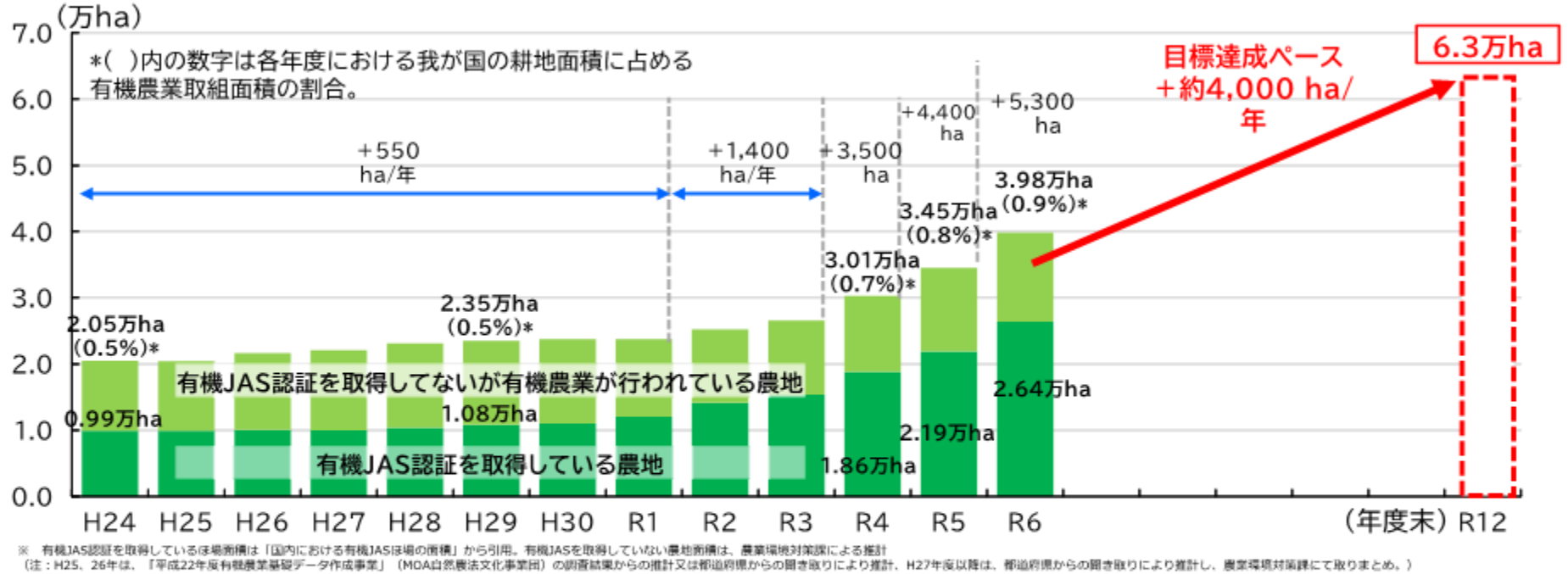
推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

有機農業の取組面積の現状

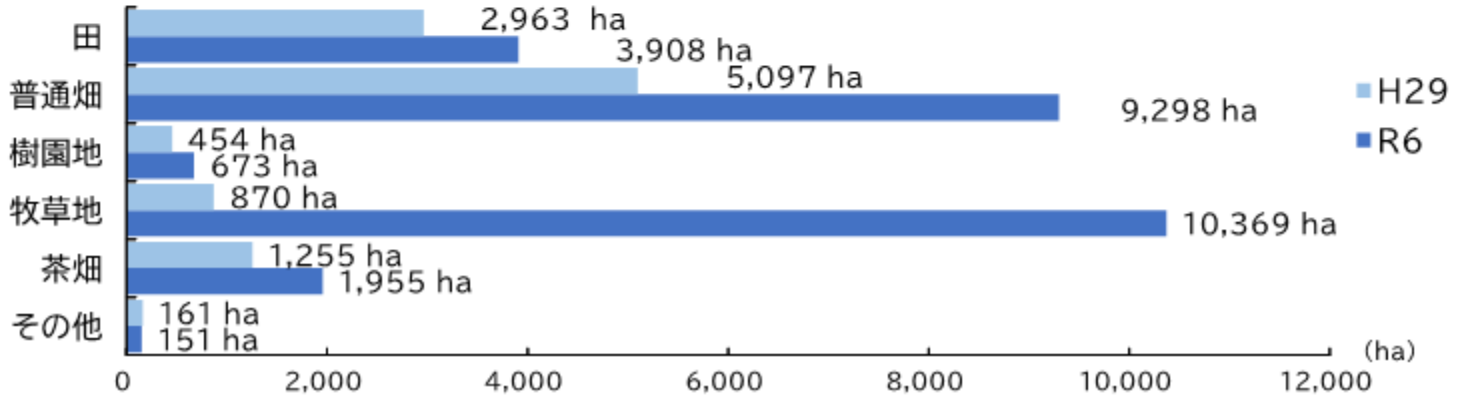
○有機農業の取組面積は増加傾向。みどり戦略策定以降、2030年目標（6.3万ha）の達成に向けて着実に拡大。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移



※ 有機JAS認証を取得している圃場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計
（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）

■有機JASの地目別面積の推移（H29年度→R6年度）



有機農業とは

「有機農業の推進に関する法律」による有機農業の定義は以下のとおりです。

- **化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない**
- **遺伝子組換え技術を利用しない**
- **農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する**

農業生産の方法を用いて行われる農業

国際的な有機農業の定義

国際的な委員会（コーデック委員会）が作成した「ガイドライン」において規定した「生産の原則」では、以下のとおりです。

有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである。

有機農産物とは

・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている
・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を原則使用しない
・組換えDNA技術の利用や収穫後の農産物への放射線照射を行わない
など、有機ＪＡＳ法に位置付けられた「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことです。

有機食品の認証制度（有機JAS認証）について

有機ＪＡＳ法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。

有機農業の位置づけ

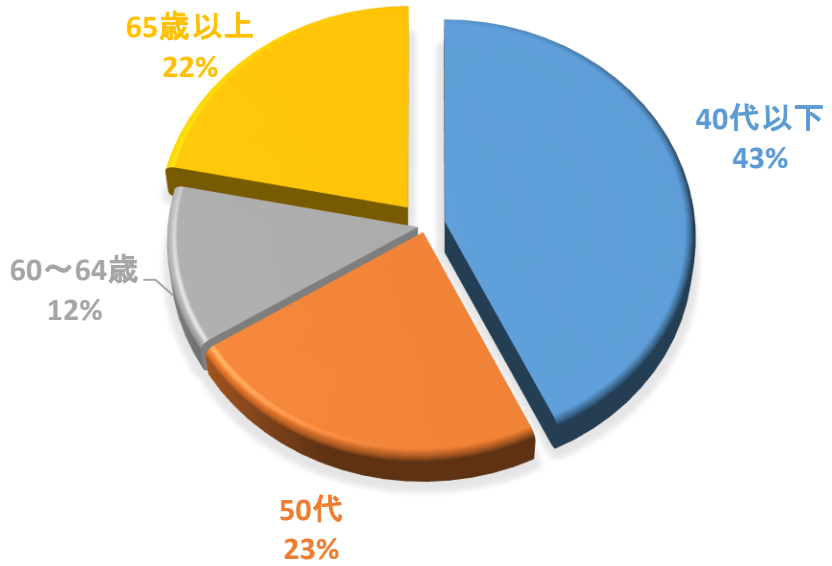

有機農業
（コーデックス）
・使用禁止資材の不使用
・植え付け前等２年以上の化学農薬等不使用　等
JAS
有機農業
（JAS法に位置付ける日本農林規格）
有機JAS認証を取得している農地で栽培・格付
※包装等に「有機●●」等表示可
有機農業
有機JAS認証を取得していない農地で栽培
※包装等に「有機」等と
表示することはできない
有機農業
（有機農業推進法の取組水準）
化学農薬・化学肥料及び組換えDNA技術不使用
特別栽培農産物の栽培水準
H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第３定義における
「特別栽培農産物」 の定義に基づくもの。
化学農薬（節減対象農薬）・化学肥料の使用回数・量が慣行レベルの５割以下
環境保全型農業
（土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷を軽減）
慣行農業

北海道の有機農業の現状【有機農業に取組む生産状況】

○　農業従事者全体では、平均年齢は58.5歳、65歳以上の割合は41%、40代以下は29%であるのに対して、有機農業者は平均年齢は53.2歳、65歳以上は22%、40代以下の割合は43%と年齢層が低いことがわかる。

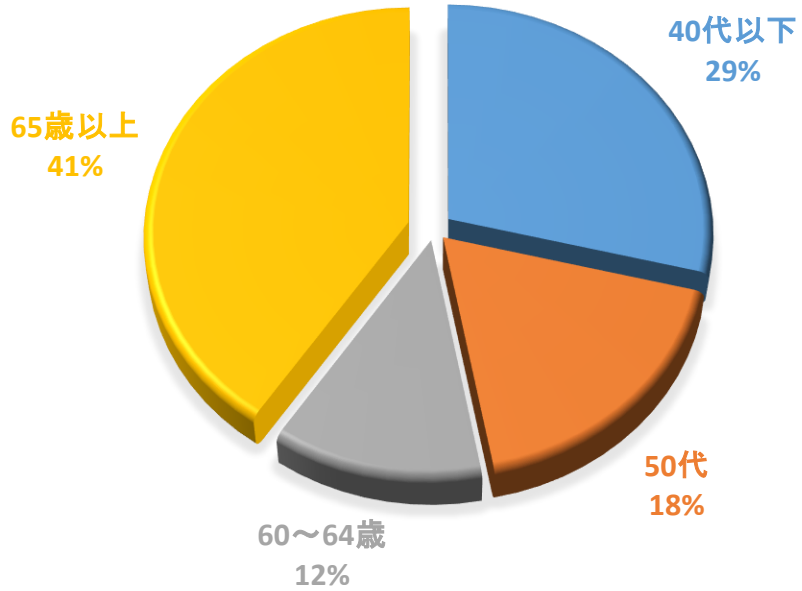
有機農業者の年代別構成

平均年齢　53.2歳



基幹的農業従事者の年代構成

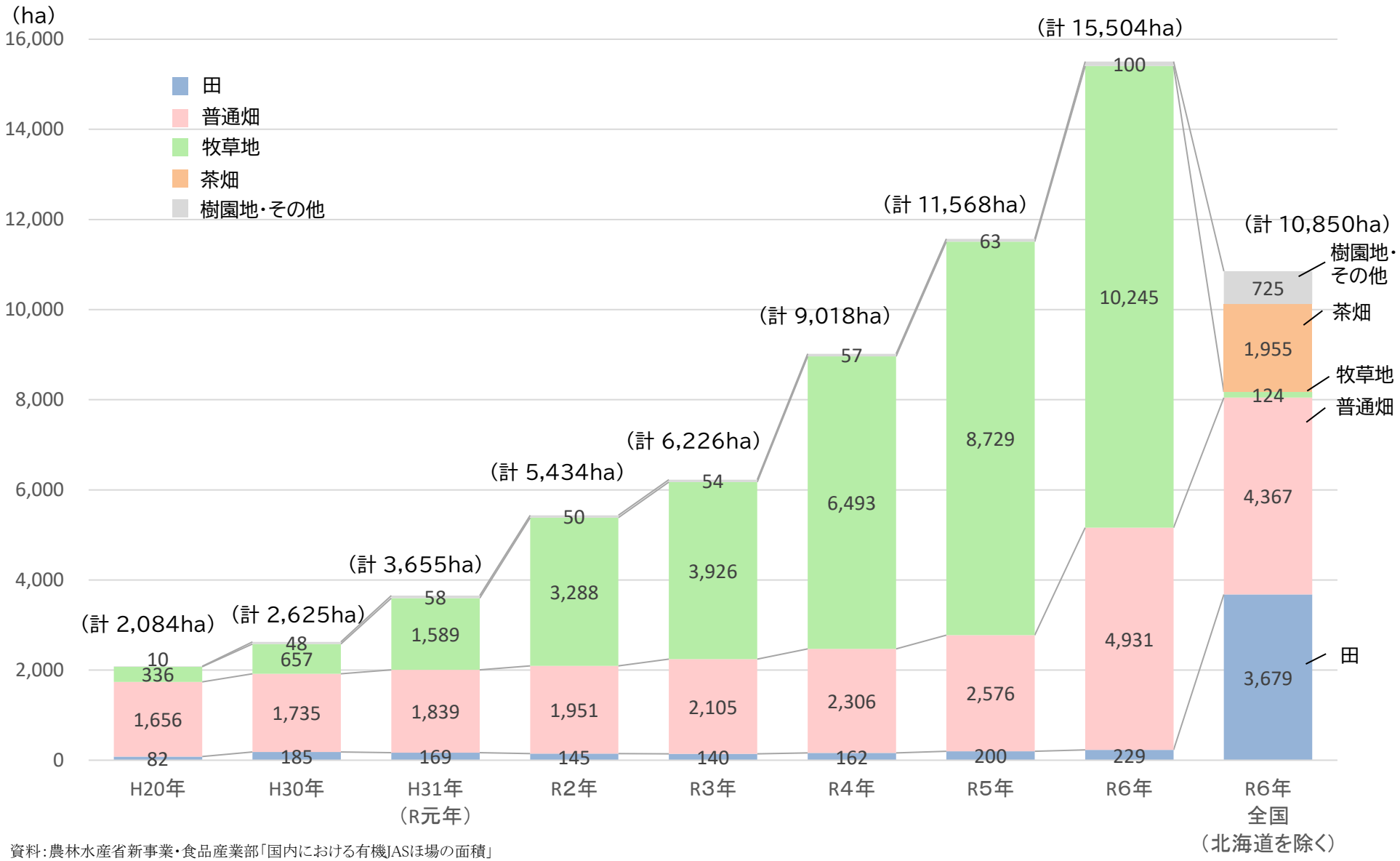
平均年齢　58.5歳



※北海道農政部調べ（市町村への調査結果）　＜R3年度（2022年3月末）＞
　後継者割合の全道数値は、農林水産省「農林業センサス」　＜R2（2020）年2月1日現在＞

北海道における有機JASほ場の面積

- 国内の登録認証機関の協力を得て、有機JASほ場の面積を取りまとめたもの。
- 令和3年から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加している。
- 小数点以下は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。



資料:農林水産省新事業・食品産業部「国内における有機JASほ場の面積」

有機農業の取組面積が大きい市町村

※令和７年度に実施した「令和６年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を把握していると回答した927市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

	市町村	有機農業の取組面積(ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
1	雄武町（北海道）	1,374	13.8%	飼料作物、韃靼そば
2	足寄町（北海道）	1,092	8.2%	飼料作物、牧草
3	標茶町（北海道）	508	1.8%	牧草
4	天塩町（北海道）	505	5.1%	キクイモ、飼料作物
5	興部町（北海道）	433	6.9%	飼料作物
6	南九州市（鹿児島県）	401	4.6%	水稲、さつまいも、ネギ、ダイコン、茶、そば、大麦若葉
7	大野市（福井県）	373	8.9%	水稲、そば
8	津別町（北海道）	364	6.4%	豆類、馬鈴薯、玉葱、南瓜、飼料作物
9	豊岡市（兵庫県）	334	6.9%	水稲、麦類、豆類、ニンジン、そば
10	越前市（福井県）	327	9.1%	水稲、麦類、豆類、ほうれんそう、きゅうり、トマト、そば
11	枝幸町（北海道）	303	2.8%	飼料作物
12	浜中町（北海道）	297	2.0%	飼料作物
13	中標津町（北海道）	281	1.2%	飼料作物
14	滝上町（北海道）	280	7.7%	飼料作物
15	大潟村（秋田県）	266	2.3%	水稲、麦類、豆類、カボチャ、ニンニク、大豆

	市町村	有機農業の取組面積(ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
16	美瑛町（北海道）	236	1.9%	水稲、麦類、豆類、ばれいしょ、南瓜、スイートコーン、そば
17	菊池市（熊本県）	210	3.6%	水稲、豆類、茶
18	志布志市（鹿児島県）	207	3.4%	水稲、さつまいも、ネギ、ダイコン、茶、そば、大麦若葉、
19	せたな町（北海道）	199	3.4%	水稲、麦類、豆類、ミニトマト、アスパラガス、ブルーベリー、そば
20	丹波市（兵庫県）	195	3.6%	水稲、麦類、豆類、ニンジン、ブルーベリー、茶
21	山都町（熊本県）	174	3.6%	水稲、豆類、里芋、ピーマン、ベビーリーフ、ブルーベリー、柚子、柿、茶、そば、飼料作物、しいたけ
22	剣淵町（北海道）	172	2.7%	豆類、ばれいしょ、かぼちゃ、たまねぎ、そば、雑穀
23	登米市（宮城県）	152	0.9%	水稲、麦類、豆類、ばれいしょ、トマト
24	中泊町（青森県）	149	4.1%	水稲
25	あわら市（福井県）	147	4.4%	水稲、そば
26	福井市（福井県）	145	1.9%	水稲、そば
27	大蔵村（山形県）	123	10.1%	そば
28	一関市（岩手県）	118	0.7%	水稲、麦類、にんじん、ほうれんそう、大根
29	大田原市（栃木県）	112	1.0%	水稲、麦類、豆類、じゃがいも、葉菜、ブルーベリー、そば
30	掛川市（静岡県）	110	2.6%	水稲、サツマイモ、オクラ、里芋、栗、ブドウ、茶

有機農業の取組面積が耕地面積に占める割合が高い市町村

※令和７年度に実施した「令和６年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を把握していると回答した927市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

	市町村	有機農業の取組面積(ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
1	馬路村（高知県）	50	82.6%	ユズ
2	山中湖村（山梨県）	6	20.3%	ニンジン
3	西川町（山形県）	92	19.6%	そば
4	多賀町（滋賀県）	86	18.2%	そば
5	雄武町（北海道）	1,374	13.8%	飼料作物、韃靼そば
6	北中城村（沖縄県）	6	13.4%	オクラ、インゲン、パッションフルーツ、マンゴー、きくらげ
7	尾鷲市（三重県）	8	11.9%	甘夏、レモン、アボカド
8	愛川町（神奈川県）	30	11.1%	水稲、豆類、ネギ、タマネギ、カボチャ、キウイフルーツ、レモン、ブルーベリー、茶
9	綾町（宮崎県）	68	10.5%	水稲、ダイコン、レタス、カンショ、ニンジン、サトイモ、バレイショ、ケール、ゴボウ、ブロッコリー
10	大蔵村（山形県）	123	10.1%	そば
11	江津市（島根県）	59	10.0%	水稲、麦類、豆類、ごぼう、えごま、葉菜類
12	様似町（北海道）	100	9.7%	飼料作物
13	小川町（埼玉県）	57	9.4%	水稲、麦類、豆類、ニンジン、キャベツ、ダイコン
14	越前市（福井県）	327	9.1%	水稲、麦類、豆類、ほうれんそう、きゅうり、トマト、そば
15	大野市（福井県）	373	8.9%	水稲、そば
16	湯前町（熊本県）	47	8.6%	水稲、麦類、たまねぎ、そば、飼料作物
17	川根本町（静岡県）	40	8.3%	ユズ、茶
18	小坂町（秋田県）	68	8.2%	水稲、豆類
19	足寄町（北海道）	1,092	8.2%	飼料作物、牧草
20	滝上町（北海道）	280	7.7%	飼料作物
21	戸沢村（山形県）	104	7.1%	水稲、パプリカ
22	豊岡市（兵庫県）	334	6.9%	水稲、麦類、豆類、ニンジン、そば
23	鬼北町（愛媛県）	69	6.9%	いも類、ゆず
24	興部町（北海道）	433	6.9%	飼料作物
25	吉賀町（島根県）	54	6.5%	水稲、豆類、野菜
26	津別町（北海道）	364	6.4%	豆類、馬鈴薯、玉葱、南瓜、飼料作物
27	西原町（沖縄県）	7	6.1%	オクラ、インゲン
28	南越前町（福井県）	62	6.1%	水稲、そば
29	赤村（福岡県）	22	5.7%	水稲、トマト、セロリ
30	天塩町（北海道）	505	5.1%	キクイモ、飼料作物

（有機農業の取組面積が５ha以下の市町村は含まず）

北海道における有機農業の取組状況

・令和６年の北海道の耕地面積は約113万8,000haであり、このうち、有機ＪＡＳ認証ほ場面積は15,504ha（約1.4%）となっている。
・北海道では、有機ＪＡＳ認証ほ場面積のうち牧草地の割合が多く全体の約66%を占める。

有機ＪＡＳ認定経営体数 （令和８年３月末現在）	全　国	4,143
	北海道	394 （全国１位　9.5%）
有機ＪＡＳ認証ほ場面積 （令和７年３月末現在）	全　国	26,354ha
	北海道	15,504ha （全国１位　58.8%）
環境保全型農業直接支払制度 （令和７年８月現在）	全　国	894市町村 90,615ha（うち有機農業14,631ha）
	北海道	88市町村 22,577ha（うち有機農業 2,433ha）

耕地別有機ＪＡＳ認証ほ場面積

単位：ａ

	合計	田	畑					その他
				普通畑	樹園地	牧草地	茶畑	
北海道	1,550,422	22,884	1,524,973	493,084	7,386	1,024,503	0	2,565
全国	2,635,374	390,753	2,229,542	929,779	67,346	1,036,889	195,528	15,079

北海道における地域別の有機農業の現状【品目別】

○　品目別有機農業取組面積は、牧草（5,634ha）、そば（934ha）、大豆（551ha）、小麦（407ha）、飼料用とうもろこし（376ha）、かぼちゃ（273ha）、水稲（242ha）、ばれいしょ（180ha）の順に大きい。
○　麦・豆類は、1,040haで、このうち大豆（551ha）が半分以上を占める。
○　野菜類は、872haで、このうちかぼちゃ（273ha）、ばれいしょ（180ha）、たまねぎ（117ha）で６割を占める。

■（総合）振興局別品目別有機農業取組面積(Ｒ６年度（2025年３月末)　　(単位：ha)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
水稲	242	76	17	18	8	0	25	18	80	0	0	0	0	0	0
麦・豆類	1,040	113	60	63	68	0	1	14	309	0	0	93	308	11	0
秋まき小麦	337	35	33	10	13	0	0	0	81	0	0	40	125	0	0
春まき小麦	70	1	8	0	1	0	0	0	38	0	0	11	11	0	0
その他（麦類）	25	0	3	0	4	0	0	0	4	0	0	3	11	0	0
大豆	551	77	16	43	46	0	1	13	173	0	0	35	136	11	0
小豆	44	0	0	8	2	0	0	1	9	0	0	3	21	0	0
その他（豆類）	13	0	0	2	2	0	0	0	4	0	0	1	4	0	0
野菜	872	98	109	79	31	0	79	11	182	9	0	147	125	2	0
馬鈴しょ	180	6	12	14	16	0	0	1	51	0	0	33	45	2	0
だいこん	14	4	6	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
にんじん	47	6	8	3	1	0	0	0	15	0	0	11	3	0	0
ながいも	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
キャベツ	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ほうれんそう	5	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0
アスパラガス	34	2	2	22	0	0	0	2	3	0	0	0	3	0	0
ブロッコリー	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たまねぎ	117	31	2	0	1	0	0	1	28	0	0	53	1	0	0
かぼちゃ	273	16	32	15	4	0	68	2	55	7	0	30	44	0	0
トマト	26	3	5	4	2	0	2	1	7	0	0	2	0	0	0
スイートコーン	22	1	4	3	0	0	0	0	7	0	0	1	6	0	0
えだまめ	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
メロン	3	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
その他（野菜）	137	27	32	13	6	0	8	3	14	0	0	17	17	0	0
果樹	93	12	9	43	1	0	1	0	20	0	0	0	7	0	0
りんご	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ぶどう	42	7	2	27	1	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0
おうとう	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（果樹）	50	5	7	16	0	0	1	0	17	0	0	0	4	0	0
茶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6,985	18	110	76	36	192	640	176	369	362	350	2,205	531	1,005	915
そば	934	10	16	72	2	0	0	9	338	0	0	377	109	1	0
牧草	5,634	0	82	0	30	192	640	167	17	360	350	1,707	411	863	815
飼料用とうもろこし	376	8	9	1	0	0	0	0	0	0	0	117	0	141	100
その他	41	0	3	3	4	0	0	0	14	2	0	4	11	0	0
合計	9,232	317	305	279	144	192	746	219	960	371	350	2,445	971	1,018	915

※北海道農政部調べ（市町村への調査結果）
注）品目別の有機JAS認証面積は公表されていないため、市町村が把握している有機農業取組面積（有機JAS認証面積、非有機JAS認証面積）を集計したもの

オーガニックビレッジの取組



なぜオーガニックビレッジの取組を始めたのか

- 2006年に有機農業推進法が制定され、2021年にはみどりの食料システム戦略が策定。2022年にはオーガニックビレッジの支援を開始。
- 2030年に向けて、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の**点の取組**から、幅広い関係者と協力した**面的な取組への展開**を進めていくことが重要。

有機農業面積　2009年：1.63万ha → 2022年：2.66万ha → 2024年：3.45万ha

2006年　有機農業推進法制定

全国各地に有機農業者、
有機農業者グループが点在。

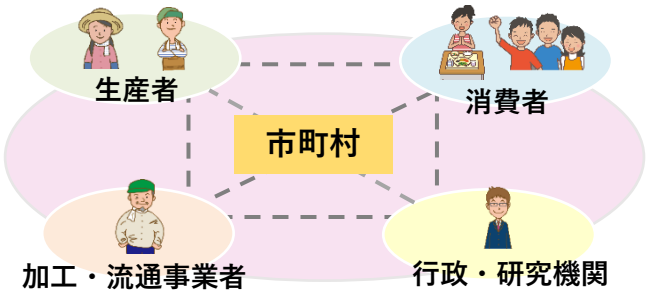


2021年

みどりの食料システム戦略策定

2022年～　オーガニックビレッジの取組を開始

- 市町村のリーダーシップのもと有機農業の産地づくり
- 地域内で生産から消費まで取組む体制を構築



▼オーガニックビレッジの取組内容のイメージ

生産
- 講習会の開催
- 有機ほ場の団地化
- 栽培品目や規格の調整
- 集出荷作業の効率化

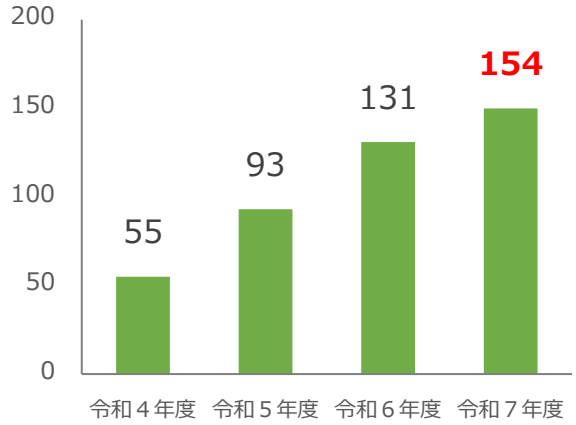
加工・流通
- 新たな販路の開拓
- 流通の効率化
- 加工品の開発
- 安定した販路の確保

消費
- 消費者との交流
- 学校給食への導入
- 環境活動との連携
- 域外の消費地との連携

オーガニックビレッジの現状

- 令和７年度までに46都道府県154市区町村がオーガニックビレッジの取組を開始。
- 154市区町村のうち、９割の139市町村において学校給食に関する取組を実施するなど、各地で有機食品の活用の取組が拡大。

オーガニックビレッジ市区町村数



▼オーガニックビレッジの取組事例▼

【技術実証】

データに基づく有機栽培技術の実践や除草作業を中心とした省力化機械（水田除草機）の導入等により、地域全体で有機農業に取り組みやすい体制を整備し、大幅な面積拡大を目指す。（越前市）



【加工・販売】

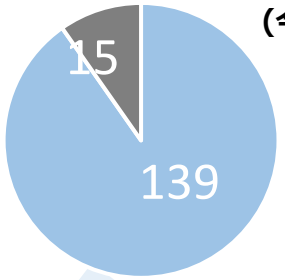
有機米を使った米菓製造販売や、有機酒米を使って新たな日本酒づくりを行うなど、市内の事業者が連携して付加価値の高い商品を作り、ブランド化を目指す。（南砺市）





オーガニックビレッジ市町村における学校給食での有機食品の利用状況

（令和７年度）



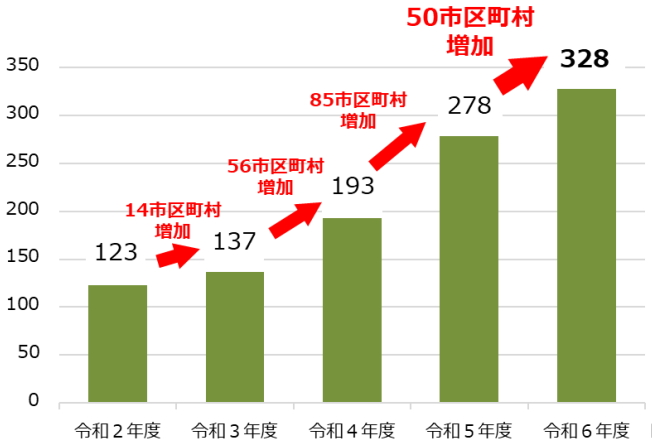
９割のオーガニックビレッジが給食の取組を実施

▼自治体の連携事例

【全国オーガニック給食フォーラム】
（令和５年度～）

令和５年６月に、オーガニック給食の実現を目指す自治体、農業関係団体、流通事業者、市民団体等の多様な主体で構成された**全国オーガニック給食協議会**が設立された。

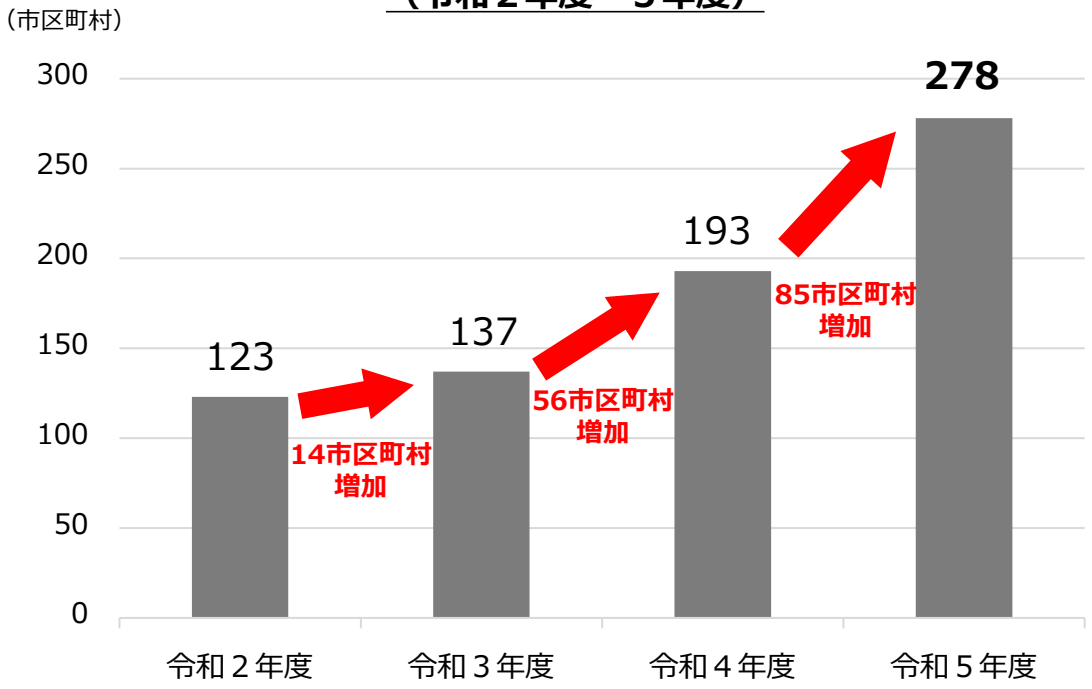
【参考】学校給食で有機食品を利用している市区町村数（全国）



学校給食における有機農産物等の活用に取り組む市町村の状況

- 令和５年度末時点で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和４年度末から85市区町村増加。
- 品目別の取組自治体数では、野菜の利用が最も多く（189市区町村）、次いで米飯の利用が多い（127市区町村）。

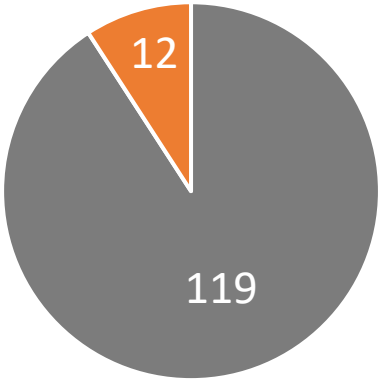
学校給食で有機食品を利用している市区町村数（令和２年度～５年度）



出典：農業環境対策課 「令和2年度、令和３年度、令和４年度、令和５年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

オーガニックビレッジ取組市町村における学校給食に関する取組状況（令和６年度）

※計画ベースの取組を含む



９割以上のオーガニックビレッジで給食の取組を実施

- 学校給食で有機食品を利用している又は学校給食に関する取組に関する計画がある
- 学校給食で有機食品を利用しておらず、学校給食に関する取組に関する計画がない

【取組市町村における主な品目】
- コメ（38市町村）
- 野菜（53市町村）
- 果物（４市町村）
- 豆類（４市町村）
- お茶（１市町村）

119市町村のうち既に学校給食で有機食品を利用している71市町村への聞き取り結果※２を集計

※ 農業環境対策課 「令和４年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」

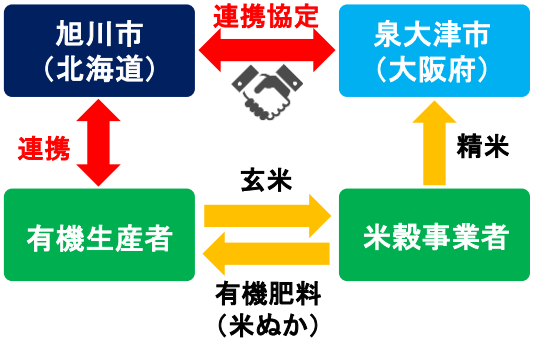
学校給食における有機農産物の導入の取組事例

大阪府泉大津市×北海道旭川市

○　令和４年度から泉大津市は「ときめき給食」として他地域からの有機食材を給食に提供する取組を実施。

○　令和５年８月、泉大津市と旭川市の間で有機農産物の供給等に係る連携協定を締結※。
令和５年度に旭川市産有機JAS米「ゆめぴりか」を約20t購入し、令和６年7月から学校給食にて提供。

※　令和５年３月、泉大津市は「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、生産地と消費地の“共存共生”の考えに立ち、互いの課題解決に向けた独自の食のサプライチェーン構築を進めている。



有機農作物を使用した給食の両市の目指す姿


有機農産物を使用した給食の様子

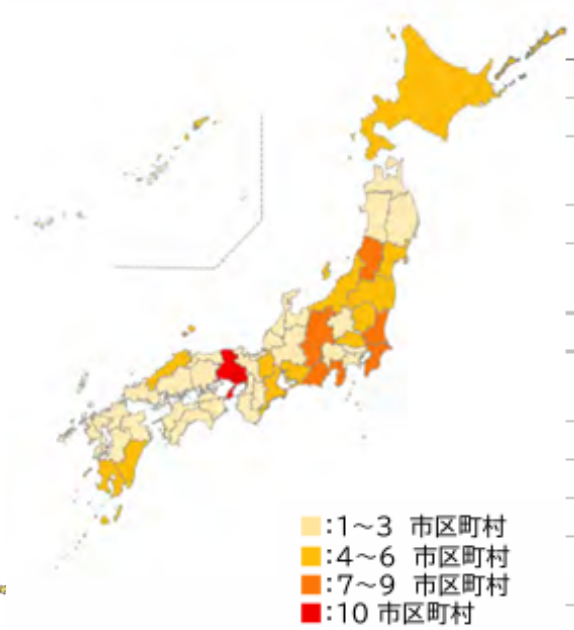
1　有機農業の産地づくり

③オーガニックビレッジ実施地区

【R8. 8. 31時点】

- 有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を、2030年までに200市区町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。
- 令和３年度から取組を開始し、現時点で47都道府県168市区町村がオーガニックビレッジに取り組んでいる。

【実施市区町村】



令和７年度１５４市区町村

⇩ 新たに１４市町村で取組を開始

令和８年度１６８市区町村

※下線は令和８年度開始地区

都道府県	市区町村
北海道	(6) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町、清水町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、石巻市、大郷町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高畠町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、会津若松市、鮫川村
茨城県	(7) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市、水戸市、那珂市、茨城町
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(4) 小川町、所沢市、さいたま市、幸手市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(8) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町、信濃町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(6) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町、村上市
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(2) 越前市、小浜市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、山県市

都道府県	市区町村
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町
三重県	(4) 尾鷲市、名張市、伊賀市、多気町
滋賀県	(5) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市、高島市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(2) 馬路村、香南市
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(6) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、姶良市、伊仙町
沖縄県	(2) 中城村、石垣市

北海道のオーガニックビレッジ実施地区

○　我が国では、2030年までに全国の１割以上の市町村(200)での「オーガニックビレッジ」の創出を目指して、「みどり推進交付金」により、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくり、産地と消費地が連携した取組等を支援。
○　北海道では、「有機農業拠点創出・拡大加速化事業（旧：有機農業産地づくり）」を活用して、これまで６市町村で取り組んでおり、うち「安平町」をはじめ５市町村で「オーガニックビレッジ宣言」がなされている。なお、全国では、150を超える市町村で取り組んでいる。



「オーガニックビレッジ」に取り組まれている道内市町村



旭川市・泉大津市
〔令和6年7月宣言〕

全国初！「生産地×消費地」の連携による取組拡大！

旭川産有機米を大阪府泉大津市の学校給食に提供するほか、両市において市民向けのイベント等を行い、旭川産有機農産物の消費及び認知度向上を図る。また、泉大津市の親子が「こども特派員」として旭川市を訪問し、有機農業体験や農業者へ取材するなど、「農」を通じた地域交流に取り組む。

清水町

「十勝型有機農業実装モデル」構築を目的！

大規模圃場・機械化・輪作体系を前提とする十勝型農業の有機転換に向けて、海外先進事例も参考としながらモデル構築に取り組む。

新十津川町
〔令和8年4月宣言〕

町内生産有機米加工品を使用したPR！

町内生産有機米を使用したパックご飯を製造。町内イベント等で配布し、有機農産物のPRを実施。有機農業への取組者増加や販路開拓に取り組む。

浦幌町
〔令和8年4月宣言〕

生産面積拡大に向けた機械共同利用！

有機栽培用の農作業機械を導入し、共同利用を実施。個人のコスト負担軽減を図り、生産面積拡大に取り組む。

赤井川村
〔令和8年4月宣言〕

作付拡大に向けた共同出荷体制の整備！

作付品種や品質を統一するための有機栽培マニュアルを作成するとともに、育苗から出荷までを通した共同出荷体制を整備し、生産規模の拡大に取り組む。

安平町
〔令和5年4月宣言〕

消費者向けの啓発活動を軸とした取組！

有機野菜を学校給食へ提供するほか、夏と秋にオーガニックイベントを実施。消費者に向けた有機農業、有機野菜などの啓発に取り組む。

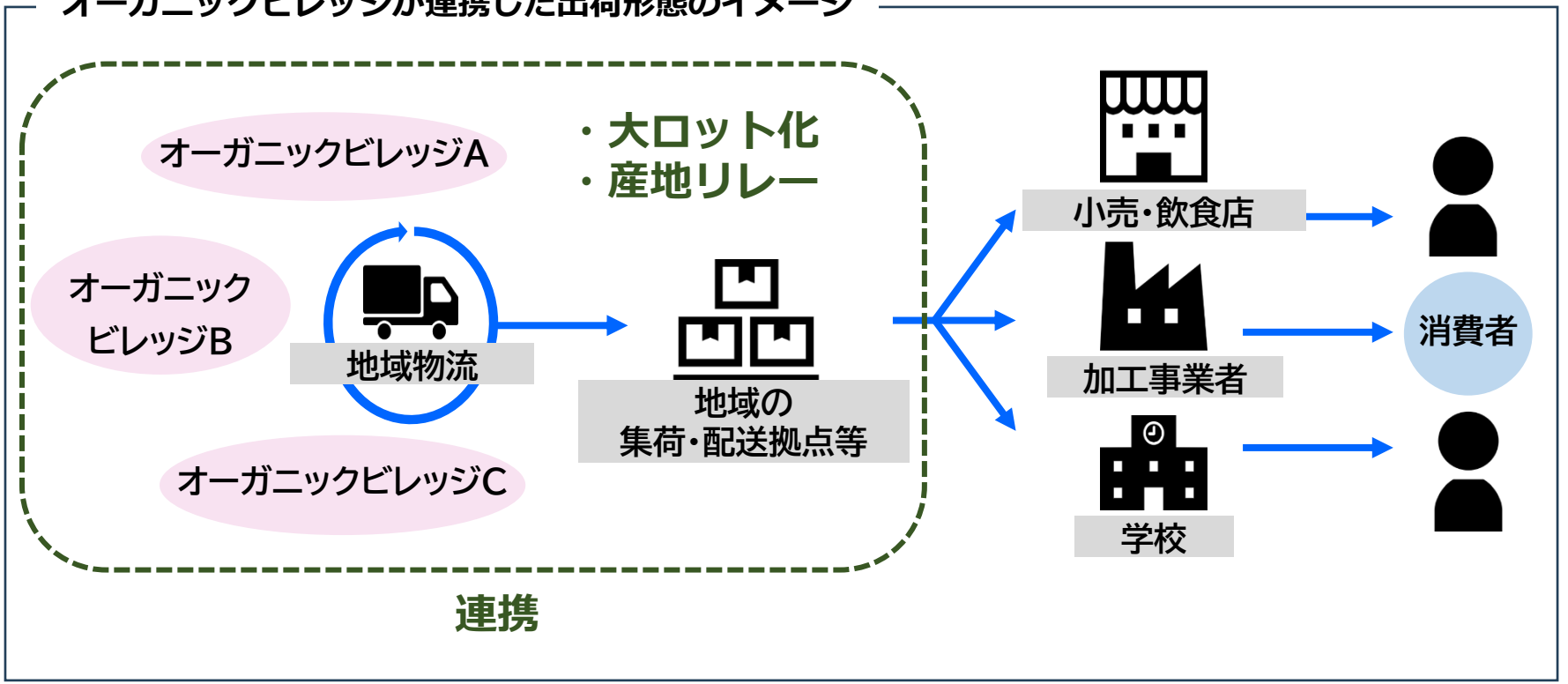
※　なお、各市町村の取組内容については、計画時点のものもあります。

農林水産省HP「オーガニックビレッジ」のサイト
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html

オーガニックビレッジ間の連携による広域的な流通体制の構築

- 有機農産物の取組を更に拡大していくためには、大手小売り店や全国チェーンの飲食店等大口の販路への販売を進めていく必要がある。
- 大口の販路へ販売していくためには、オーガニックビレッジ同士が連携して大ロット化や産地リレーに取り組むことが重要。

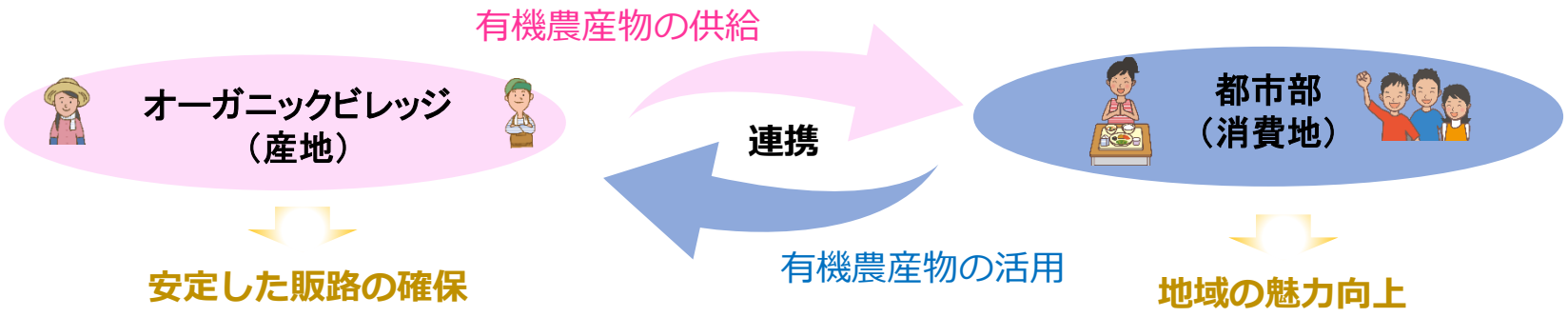
オーガニックビレッジが連携した出荷形態のイメージ



これからのオーガニックビレッジと発展②

オーガニックビレッジ（産地）と都市部（消費地）との連携の拡大

- オーガニックビレッジの取組を更に拡大していくためには、地域内だけでなく、地域外にも安定した販路を確保する必要がある。
- 特に、学校給食等で有機農産物を活用したい都市部の消費地との連携は、双方にメリットのある取組であり、取組事例が増加傾向にある。



【取組事例】北海道旭川市×大阪府泉大津市

- 令和５年８月、旭川市と泉大津市の間で有機農産物の供給等に係る連携協定を締結
- 令和５年度に旭川市産有機JAS米「ゆめぴりか」を約20t購入し、令和６年7月から学校給食にて提供



【新たな取組事例】

- 宮城県大崎市×台東区（両方オガビレ）
- 福井県越前市×東京都荒川区・長野県軽井沢町
- 新潟県津南町×世田谷区

etc

増加中!!



スモールステップからはじめる
学校給食での地場産物等
活用のためのガイドブック

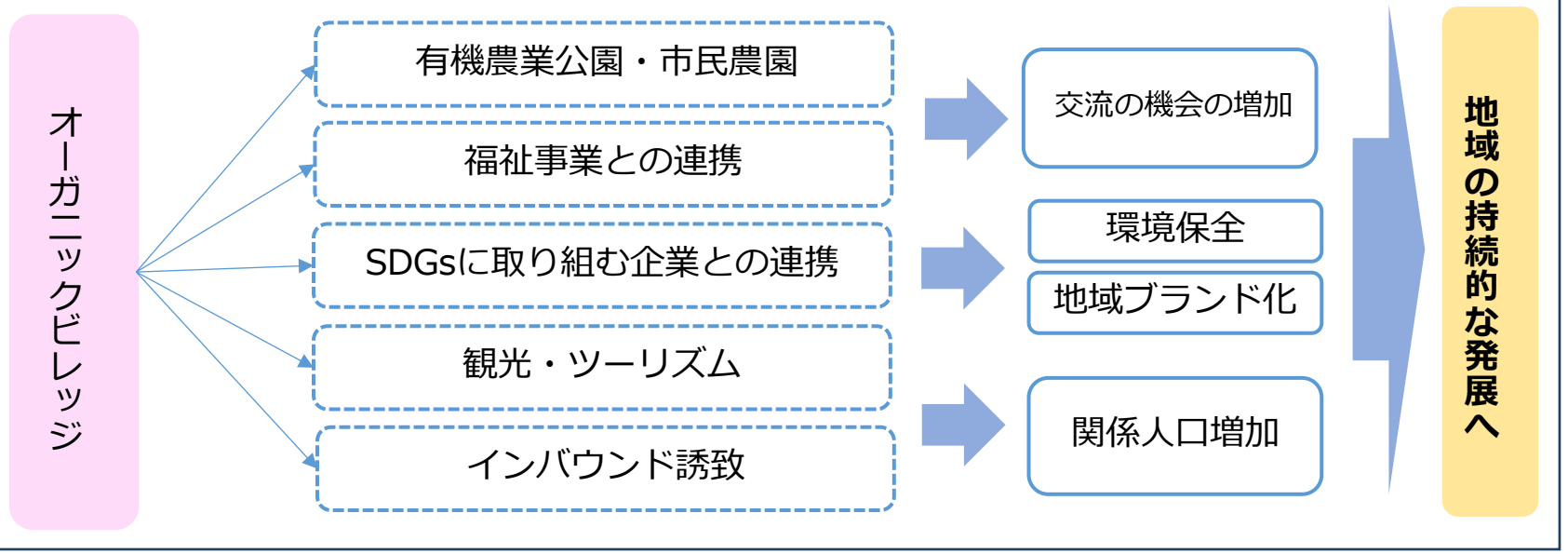


有機農業の地域づくりのヒント
オーガニックビレッジの考え方進め方
事例・質問集

オーガニックビレッジを軸としたまちづくり

➢ オーガニックビレッジを軸として、様々な関係者や地域住民をとともに、市民農園での交流や環境保全等に取り組むことで、関係人口の増加につながり、地域の持続的な発展を可能とする。

オーガニックビレッジを軸としたまちづくりのイメージ



【取組事例】

- 地域おこし協力隊制度を利用した新規就農希望者の受け入れを行う。（高山村）
- 「有機農業を核とした有機的な繋がりが広がるまちの実現」を提案し「SDG s 未来都市」に選定。（山都町）
- 有機農業の拠点として、市民農園やイベントの開催等で活用できる「オーガニックビレッジパーク」を創設予定。（亀岡市）

「みどり加速化GXプラン」について



「みどり加速化GXプラン」（令和８年６月25日策定）

- みどりの食料システム戦略の策定から５年が経過し、全国で食料システム全体での環境負荷低減の取組が着実に進展。
- 一方で、気候変動の進行による影響の深刻化や、国際情勢の不安定化が進み、食の安定供給への懸念が拡大。また、社会全体でのGX推進等を受け、食・農分野の環境負荷低減に対する企業等からの関心が増加。
- こうした状況の下、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策を「みどり加速化GXプラン」として取りまとめる。

2021 → 2026 → 2030 → 2050

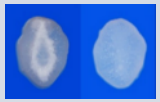
「みどりの食料システム戦略」策定

全国で環境負荷低減の取組が着実に進展

- ✓ みどり認定は**35,000**経営体を突破（R8.3末）
- ✓ オーガニックビレッジは**154**市区町村まで拡大（R7.12末）
- ✓ Ｊ－クレジットの活用やみえるらべる商品の取扱いが全国で拡大

一方で…

気候変動による農林水産業への影響



高温によるコメの白未熟粒（左）の発生（（右）は整粒）

国際情勢の不安定化

食料生産を支える肥料原料を我が国は定常的に輸入に依存

食の安定供給への懸念が拡大

「みどり加速化GXプラン」

2030年までを目途に集中的に取り組むべき課題

GX投資拡大に向けた新たな視点

- ✓ **投資の予見可能性の向上**
- ✓ **投資の受け皿の整備**
- ✓ **多様な投資手法の活用** 等

気候変動への適応策強化

- ✓ **適応品種・技術の効率的な開発** 等

国際情勢に左右されない食料生産の確保

- ✓ **有機農業の面的拡大**
- ✓ **再エネ等の活用促進**

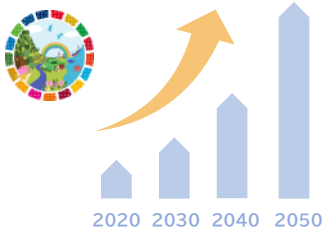
＋ 上記の課題の解決にあたっては、生産現場だけでなく、**食料システム全体の連携強化による取組の加速化**が不可欠

みどり戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進

「みどりの食料システム戦略」実現

革新的な技術・生産体系を
2040年までに開発
2050年までに社会実装

将来にわたる持続可能な食料システムの確立



「みどり加速化GXプラン」の全体像

横断的課題

GX投資拡大に向けた新たな視点

食料・農林水産分野におけるGX投資の**「勝ち筋」**を示し、幅広い層からの投資を呼び込み、**稼げる農林水産業**を実現



食料・農林水産分野へのGX投資拡大

1　GX投資拡大に向けた予見可能性の向上

重要技術の開発・実装の見通しや市場規模予測を可視化

2　農山漁村におけるGX投資の受け皿の整備

地場産業の育成や地域循環経済の創出への企業参画等を推進し、食料・農林水産業、農山漁村への投資を呼び込み

3　多様な投資手法の活用

ブレンデッドファイナンス（官民投融資）やGX関連の投資支援策等の有効活用

4　食農GX技術の海外展開

金融機関等の国内外のステークホルダーと連携したGX技術の海外ビジネス展開を戦略的に推進

5　リジェネラティブ農業（環境再生型農業）の明確化

海外で大きな投資が進むリジェネラティブ農業について、我が国における考え方を明確化

サステナブルフードの供給強化

〔 環境価値の付加された食品・食品原料・マテリアル 〕

各施策加速化

みどり戦略の加速化に向けた施策の強化

みどり戦略に基づく施策について、顕在化した課題への対応や、**発展的活用**を進め、進捗を**加速化**

気候変動への適応策強化

1　国民の食を脅かす気候変動への適応

適応品種・技術の効率的な開発や産地への情報発信、産地の将来の在り方に関わる施策との連携強化を通じ、産地単位やサプライチェーン全体で連携した適応策の実践を加速

国際情勢に左右されない食料生産の確保

2　世界で勝てる有機農業の面的拡大

有機JAS認証の活用や地域の関係者の参画等により、国内外の有機マーケットを捉えて成長する有機産地を形成

3　国産バイオマス・再エネの新たな活用促進

改質リグニンや高機能タンパク質といった、農林水産物由来の国産バイオマスの新用途への利用促進や、新たな再エネ資材の農業用施設への活用等を推進し、バイオマス産業の規模拡大を実現

食料システム全体の連携強化

4　みどり戦略に基づく施策の新たな展開（第２フェーズ）

Ｊ－クレジットを通じた企業と生産現場との共通価値の創造（CSV）促進、みえるらべるの仕組みのScope3への対応等、施策の発展的活用

5　GREEN×EXPO 2027を通じた国民理解の醸成

GREEN×EXPO 2027の機会を活用し、みどり戦略等の発信を通じた持続可能な食と農の実現に対する国民理解を醸成

▶ **各施策の進捗を踏まえつつ、みどり法５年後見直し（Ｒ9～）の検討にも反映**

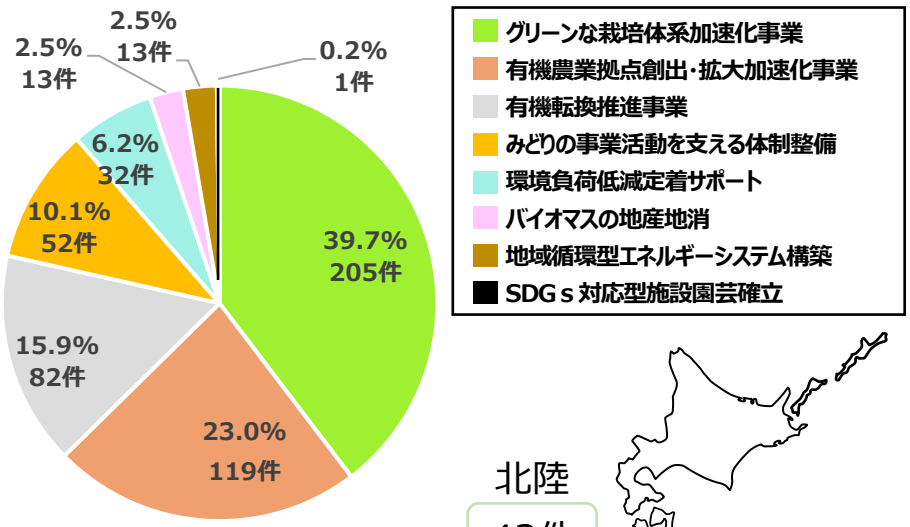
みどりの食料システム戦略
関連予算の活用状況
（北海道）

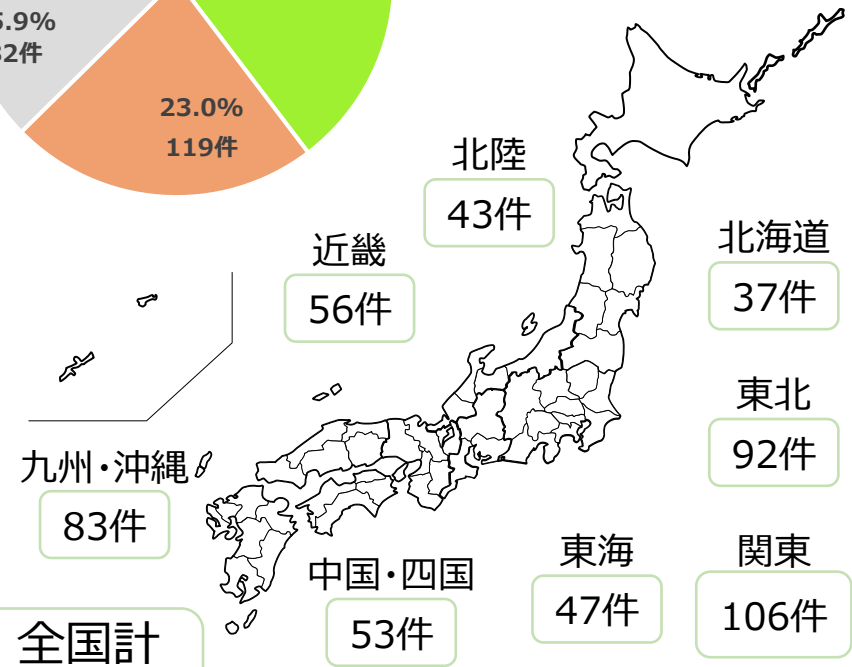


みどりの食料システム戦略関連予算の活用状況（全国）

○　令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算において措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、全国で**517件**の取組が行われている。

○メニュー別の割合とブロック別の件数（令和7年12月1日現在）





全国計
517件※

※令和７年10月まで実施した要望調査に基づき採択を行った事業実施計画数

○これまでの取組成果

オホーツク湧別バイオガス株式会社（北海道湧別町）

バイオマスの地産地消

取組概要：地域の家畜ふん尿を集めてバイオガス発電を行い、電気や熱を有効利用するとともに、発酵残渣の消化液をバイオ液肥や再生敷料として地域内で活用することで、酪農コストの低減と循環型社会の構築を図る。

取組成果：約3,400頭の家畜ふん尿を集めてプラントで処理することで、酪農家の負担を軽減するとともに、年間約8千ＭｗｈをＦ発電。

今後の取組：余剰熱を利用した施設園芸やバイオ液肥による陸稲の試験栽培などにも取り組み、消化液の利用拡大を図る。



バイオガスプラント
（令和7年10月稼働）

みやき上峰有機農業推進協議会（佐賀県みやき町・上峰町）

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

取組概要：みやき町及び上峰町では、新規就農者の選択肢として有機農業を推進し、担い手不足解消と新たな特産品開発等につなげる。

取組成果：みやき町内の保育園・幼稚園11施設及び、みやき町・上峰町の小中学校へ有機米を提供。また、上峰町では食料統合支援センターを設立し、有機食材の学校給食への供給体制を整備。

今後の取組：先進地視察等により生産者の意識向上を図り、有機栽培面積の拡大及び安定生産の実現を目指す。また、みやき町と上峰町で連携し、消費者向け講演会や有機農産物を用いた小学生対象の親子料理教室を開催。



有機米を提供した
給食の様子

愛知県（豊橋市、常滑市、南知多町）

グリーンな栽培体系加速化事業

取組概要：県内のキャベツ産地では、近年の気候変動により農薬散布回数が増加していることから、病害虫予報AIアプリを活用した適期防除、薬剤感受性検定によるアルタナリア属菌病害への効果的な農薬の選定及びドローンによる農薬散布を行い、化学農薬使用量の削減及び省力化効果を検証する。

取組成果：（※データ取得中のため令和13年度に向けた目標を記載）
病害虫予報AIアプリの活用による農薬散布回数の削減　：20回→18回
アルタナリア属病菌への農薬散布回数：11回→９回
ドローンによる10a面積当たりの農薬散布時間の削減：１時間 →0.5時間

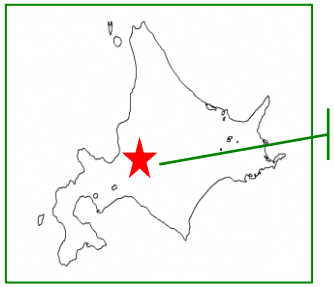
今後の取組：検証結果を県内キャベツ産地の防除対策に反映し、環境に配慮した栽培を展開。



ドローンによる農薬散布

北海道におけるみどりの食料システム戦略関連予算の取組事例①
「グリーンな栽培体系加速化事業」

➢ 滝川市GX技術検証コンソーシアム（滝川町）



構　成　員

滝川市、JAたきかわ、農業者

品　　目

水稲、大豆

背景・課題

本地域において環境に配慮した生産体系を確立するためには、地域の作付面積の大宗を占める基幹作物の水稲及び主要畑作物の大豆への環境にやさしい栽培技術（バイオ炭の施用）の導入が求められる。導入を進めるためには、バイオ炭の施用が地域における水稲及び大豆の生育に与える影響を検証する必要がある。

また、地域における労働力不足等の課題解決に向けて、農薬散布用ドローンの導入による作業時間の削減効果等を検証することにより、省力的な生産体系の確立を併せて目指す。

主な取組内容

〇もみ殻バイオ炭の施用による水稲の生育への影響の検証
〇木質バイオ炭の施用による大豆の生育への影響の検証
〇農薬散布用ドローンと地域の慣行作業（ブームスプレーヤー）との作業時間の比較

取組時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	土壌散布（前年収穫後）									融雪剤散布		
	ドローン活用											

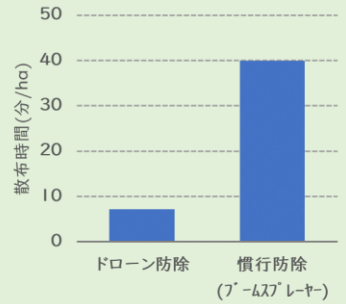
今後の取組

バイオ炭の施用による水稲及び大豆の生育に係る影響の検証結果を基に、グリーンな栽培マニュアルを作成し、地域農業者を対象とした説明会の中で配布することで地域全体の栽培体系の普及と持続的な発展を図る。

また、農薬散布用ドローンの導入による栽培の省力化効果を検証することにより、地域全体の栽培へ波及させていく。



（水稲）融雪剤としての効果が期待できる（3月）



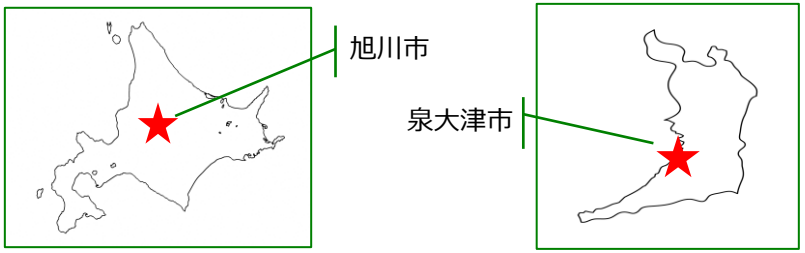
（水稲）ドローンの活用により除草剤散布時間は、慣行の18%に短縮。粒剤散布など汎用性が期待できる(5～7月)



（水稲）水稲収穫後の秋施用（9～10月）
（大豆）秋まき小麦収穫後の施用（8月）
継続施用による土壌改良効果が期待できる

北海道におけるみどりの食料システム戦略関連予算の取組事例②
「有機農業拠点創出･拡大加速化事業」

➢ 旭川市、泉大津市有機農業連携推進協議会
（北海道旭川市、大阪府泉大津市）



構　成　員

旭川市、泉大津市、JAあさひかわ、JAたいせつ、JA東旭川、JA東神楽

品　　目

水稲、トマト、かぼちゃ、ハーブ

背景・課題

北海道旭川市と大阪府泉大津市は、生産と消費の両面から有機農業を推進するため、有機農業連携実施計画を策定し、全国初の生産地と消費地の遠隔地連携によるオーガニックビレッジ宣言を行った。

同計画に基づいた連携は、農地をほとんど持たない泉大津市における食料の安定的な確保に繋がり、旭川市においては旭川産有機農産物の流通拡大に繋がっており、連携以降は生産者意欲が高まっている。

旭川市における有機農産物生産量が急激に伸びていることから、更なる有機農業の推進のため、他の消費地へのPR等を実施する必要がある。

主な取組内容

〇旭川市及び泉大津市において、学校給食や各種イベントで旭川産有機農産物をＰＲ（５事業）
〇旭川市乳幼児健康診査において、旭川産有機農産物を配布
〇泉大津市の親子を対象とした旭川市でのグリーンツーリズム事業を実施し、８組１６人が参加

今後の取組

連携開始以降、有機農業の取組が急拡大しており、更なる有機農業推進のためには、生産体制の充実と販路の確保が重要となる。

今後は、両市の連携を更に強化するとともに、設備投資への支援と大都市圏や旭川市と交流のある自治体と連携した消費拡大にも取り組む。



泉大津市の学校給食で旭川産有機米を提供。北海道の郷土料理を提供するイベントも実施した。



旭川市で開催された「北の恵みあさひかわ食べマルシェ」で、旭川産有機農産物を使用したメニューの販売を行った。



乳幼児健康診査で今津旭川市長から「元気に育ってね！すくすく旭川米」（旭川産有機米）を配布。





泉大津市民が旭川市をグリーンツーリズムで訪問し、トラクター試乗や有機農産物の収穫体験を行った。

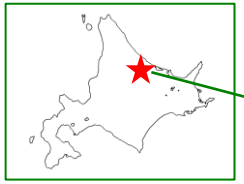
北海道におけるみどりの食料システム戦略関連予算の取組事例③
「バイオマスの地産地消」

○　家畜排せつ物を利用するバイオマス発電の取組は、家畜排せつ物から発生するメタンを発電に利用することで温室効果ガスの排出を削減。

○　発電の過程で生じた消化液や残渣、余剰熱といった副産物をバイオ液肥や再生敷料として利用。余剰熱は施設園芸等の熱源として利用することで温室効果ガスの排出を削減。

○　エネルギーの調達における環境負荷低減のため、家畜排せつ物等の地域資源を活用し、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備を支援。

➢　オホーツク湧別バイオガス株式会社（湧別町）



構　成　員

湧別町、湧別町農業協同組合、えんゆう農業協同組合、湧別漁業協同組合、農業者　等

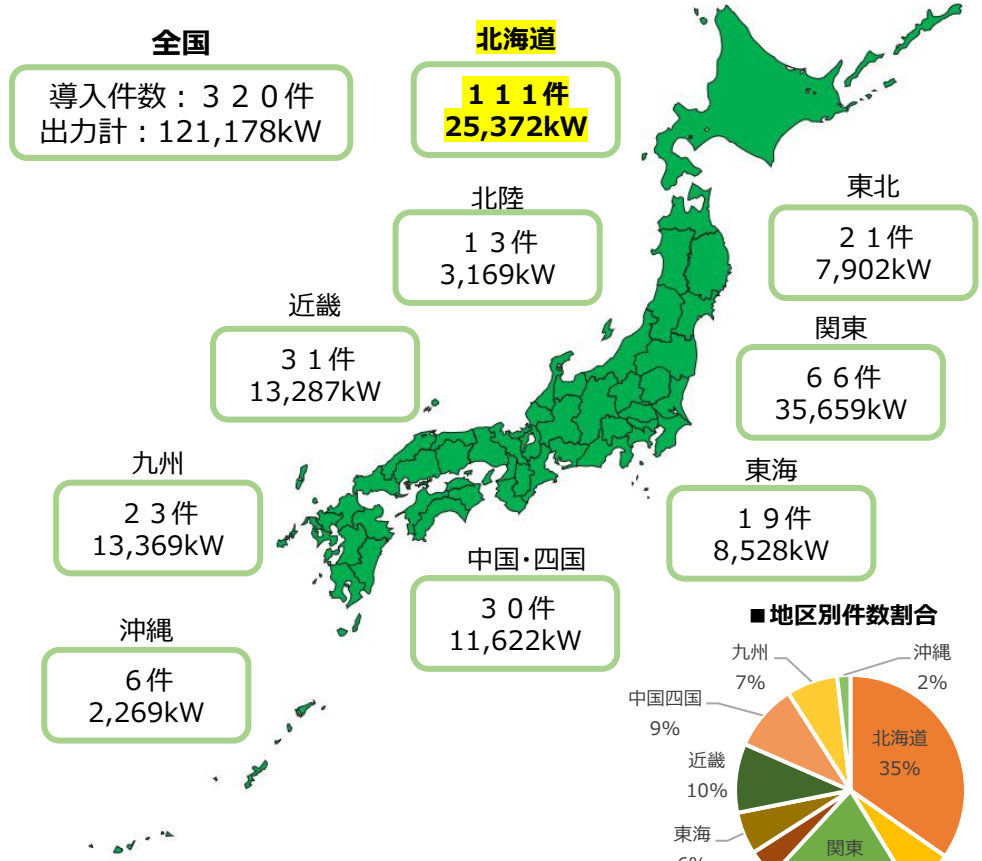


バイオガスプラント全景
（R7年10月から本格稼働）

主な取組内容

○湧別町内の農協と漁協、町、農家、民間事業者などが共同して集中型バイオガスプラントを設置。
○家畜排せつ物を利用するバイオマス発電施設では国内最大級であり、FIT認定の発電出力では道内2番目（FIT発電出力1,056kW）。
○湧別町で酪農を営む23戸の酪農家から排出される約3,400頭分の家畜ふん尿の処理を、集中型バイオガスプラントに分業化することで、酪農家の負担を軽減する。
○発酵残渣から製造したバイオ液肥と再生敷料は地域内利用し、酪農コストの削減を図る。
○余剰熱は施設園芸の熱源として利用することにより、温室効果ガス削減を図る。

固定価格買取制度を活用したバイオマス発電（メタンガス）の導入状況



※表示出力は発電設備の認定出力にバイオマス比率を乗じたもの（各都道府県の合計出力）
※令和7年3月末現在運転開始済みのもので、FIT活用施設のみ
※資源エネルギー庁資料をもとに農林水産省作成

（参考）令和９年度予算概算要求
みどりの食料システム戦略関連予算



みどりの食料システム戦略推進総合対策

令和９年度予算概算要求額　7,591百万円（前年度 574百万円）

＜対策のポイント＞

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、**みどりの食料システム戦略の取組を加速化**するため、みどり認定者等の取組の定着・拡大を総合的に支援するとともに、**「みどり加速化GXプラン」に基づき、**食農分野におけるGXの取組に対する民間投資拡大に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成［令和12年］

＜事業の全体像＞

みどり加速化GXプラン

～2030年までを目途に
集中的に取り組むべき施策～

- ✓ GX投資拡大に向けた新たな視点
- ✓ 気候変動への適応策強化
- ✓ 国際情勢に左右されない食料生産の確保

みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を促進

みどりの加速化支援交付金

～新たな環境直接支払交付金と併せて
みどり認定者等の取組の定着・拡大に向けた総合的な支援～

- ○ 都道府県を中心としたみどりサポートチームによるみどり認定者等の取組の伴走支援
- ○ 化学農薬・化学肥料の使用低減技術や気候変動適応技術等の実証
- ○ 産地・消費地間連携、スマート農業技術導入による有機農業の取組の拡大
- ○ みどり認定者等が行う除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入　　等を支援

食農GX投資拡大促進事業

～民間投資を呼び込み、GX価値創造と市場拡大につなげる取組を推進～

- ○ 生産現場におけるGHG排出削減の取組を川上から川下まで関係者が連携して付加価値を訴求する取組
- ○ 新素材（バイオスティミュラントなど）の開発・製造及び普及
- ○ ネイチャーポジティブの取組による食品・農産物の付加価値向上の取組
- ○ 太陽光や地域バイオマスを活用したエネルギー循環、プラスチック対策の取組　　等を推進

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた環境整備

- ○ ２０２７年国際園芸博覧会における国内外に向けた持続可能な食と農の情報発信
- ○ 有機農業の生産・流通を支える情報プラットフォームの構築　　等を推進

農業者等の環境負荷低減の取組が増大・定着化

環境と調和のとれた食料システムの確立

［お問い合わせ先］　大臣官房みどりの食料システム戦略グループ　（03-6744-7186）

みどりの加速化支援交付金のうち

新たな環境直接支払等サポート事業

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度　－　）の内数

＜対策のポイント＞

みどり認定者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、**みどり認定者等のサポート体制（みどりサポートチーム）の構築**と人材育成、みどりサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成［令和12年］

＜事業の内容＞

1．みどりサポートチームの体制整備

① みどりサポートチームの構築及び運営

みどり認定者等による生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりサポートチームの構築及びその運営**を支援します。

② 専門技術を持つ指導者の育成

都道府県が行う有機農業等の技術指導者の**人材育成**を支援します。

2．環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

みどりサポートチーム等がみどり認定者等に対して行う以下の取組を支援します。

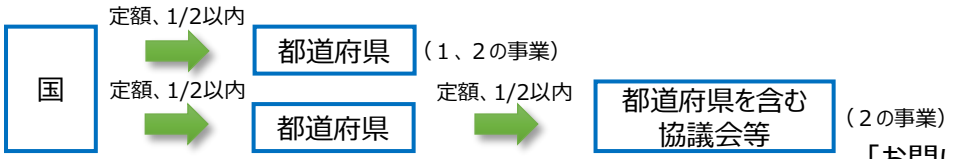
① 生産から販売、経営までの課題解決サポート
- 環境と調和した栽培を行うための助言や**指導、検討会、展示ほの設置**
- 農産物等の販路拡大に向けた**加工・流通・小売事業者とのマッチング**　等

② 取組拡大に向けた活動
- みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた**地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート**　等

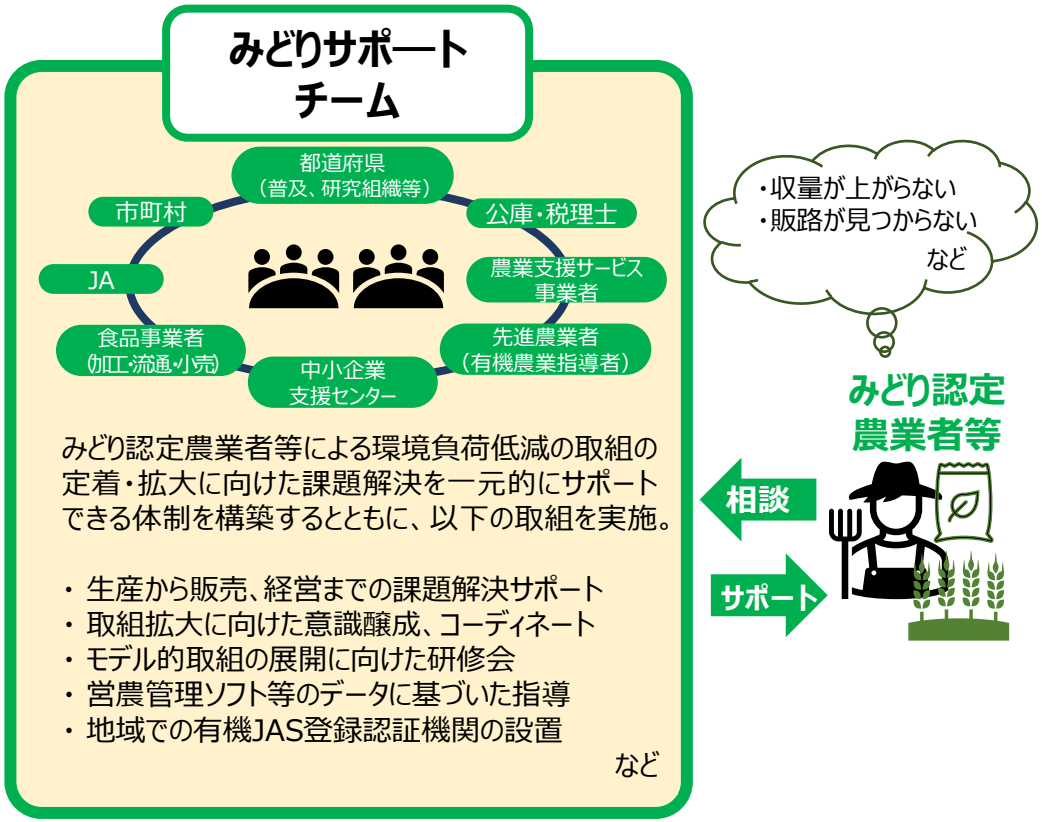
③ データに基づいた技術・経営指導サポート
- 営農管理ソフト等の**生産・経営管理データに基づいた技術指導**　等

④ 都道府県や市町村単位での有機JASの登録認証体制の整備
- **登録認証機関の設置に向けた研修会や調査・検討**　等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　大臣官房みどりの食料システム戦略グループ　（03-6744-1865）

みどりの加速化支援交付金のうち

みどりの事業活動を支える体制整備事業

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度　－　）の内数

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の**認定を受けた農林漁業者**等が行う**計画の実施に必要な機械・施設の導入**を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成［令和12年］

＜事業の内容＞

特定計画の認定者等が行う機械・施設導入への支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む**農林漁業者**等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画(**特定計画**)等の**認定**を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

①支援対象者

ア　特定計画の認定を受けた農林漁業者

イ　特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置付けられた事業者

ウ　みどり認定者（環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者）のうち大規模有機農業者

②支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

＜事業の流れ＞

国 →（1/2以内）→ 都道府県 →（1/2以内）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞



地域におけるモデル的な取組

みどり認定者のうち
特定計画の認定者、関連措置実施者
大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



水田除草機



堆肥舎



乾燥調製施設

交付率：1/2
交付金額の上限
○農林漁業者が１経営体で導入する場合
(機械導入支援)：　200万円、(施設整備支援)：　1,000万円
○農林漁業者が複数経営体で共同で導入する場合
(機械導入支援)：　最大1,000万円、(施設整備支援)：最大2,000万円
○関連措置実施者が導入する場合
(施設整備支援)：　5,000万円

みどりの加速化支援交付金のうち

グリーンな生産体系加速化事業

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度　－　）の内数

＜対策のポイント＞

気候変動適応技術や**環境にやさしい生産技術**とともに**省力化に資する技術**を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農産・畜産の各産地に適した技術の検証及び定着に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

○　化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
○　化学肥料使用量の低減（20%低減）
○　有機農業の面積（6.3万ha）
○　農林水産業のCO_2ゼロエミッション化（1,484万t-CO_2）
○　畜産関連GHGの低減（29万t-CO_2）
［令和12年］

＜事業の内容＞

1．グリーンな栽培体系加速化事業

気候変動適応技術※1や**環境にやさしい栽培技術**※2とともに**省力化に資する技術**を取り入れた**グリーンな栽培体系の検証**や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

※1 **高温等の影響による品質や収量の低下を回避する栽培技術**
高温耐性品種の導入、高温回避資材の導入等

※2 **環境負荷低減に資する普及前段階の栽培技術**
化学農薬低減：抵抗性品種への切り替えとそれに適した防除手法等
化学肥料低減：露地野菜における土壌分析を活用した適正施肥等
温室効果ガス削減：生分解性資材等への転換、電動農機の導入等

2．グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※3を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

※3　アミノ酸バランス改善飼料、GHG削減に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

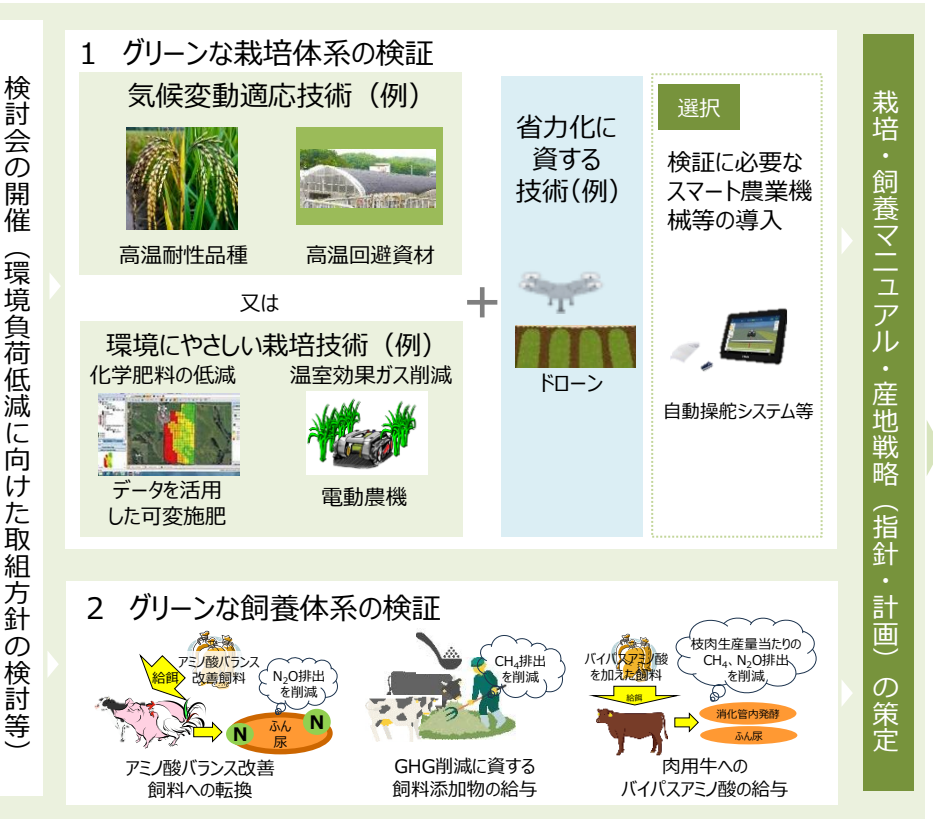
〔支援内容〕

① 検討会の開催
② **グリーンな生産体系**の検証
③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（１の事業のみ）
④ グリーンな生産体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2以内 → 都道府県 → 定額、1/2以内 → 協議会(都道府県又はJA等を含む)、地方公共団体等

＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　（１の事業）農産局技術普及課　（03-6744-2107）
（２の事業）畜産局総務課畜産総合推進室　（03-6744-0568）

みどりの加速化支援交付金のうち

有機農業連携・広域流通展開事業

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度 － ）の内数

＜対策のポイント＞

広域流通に対応できる産地の形成を図っていくため、**産地間、産地・消費地間の連携（オーガニックブリッジ）や広域流通に向けた生産拡大、共同流通・加工体制の構築に向けた取組**等を支援します。

＜事業目標＞

有機農業の面積（6.3万ha［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．産地間連携や産地拡大への支援

広域流通に向けた共同生産・集出荷体制の構築や有機農産物の流通量増加に対応できる広域流通拠点の確保や流通実証の取組、大ロット化に向けた生産拡大の取組、有機農産物を使った加工品の商品開発や商談会の開催による販路開拓への取組等を支援します。

2．産地と消費地の連携支援

消費地における有機農業に対する消費者の理解増進に向けた取組や、消費地と連携した農業体験会の開催、有機農産物の消費拡大に向けた取組等を支援します。

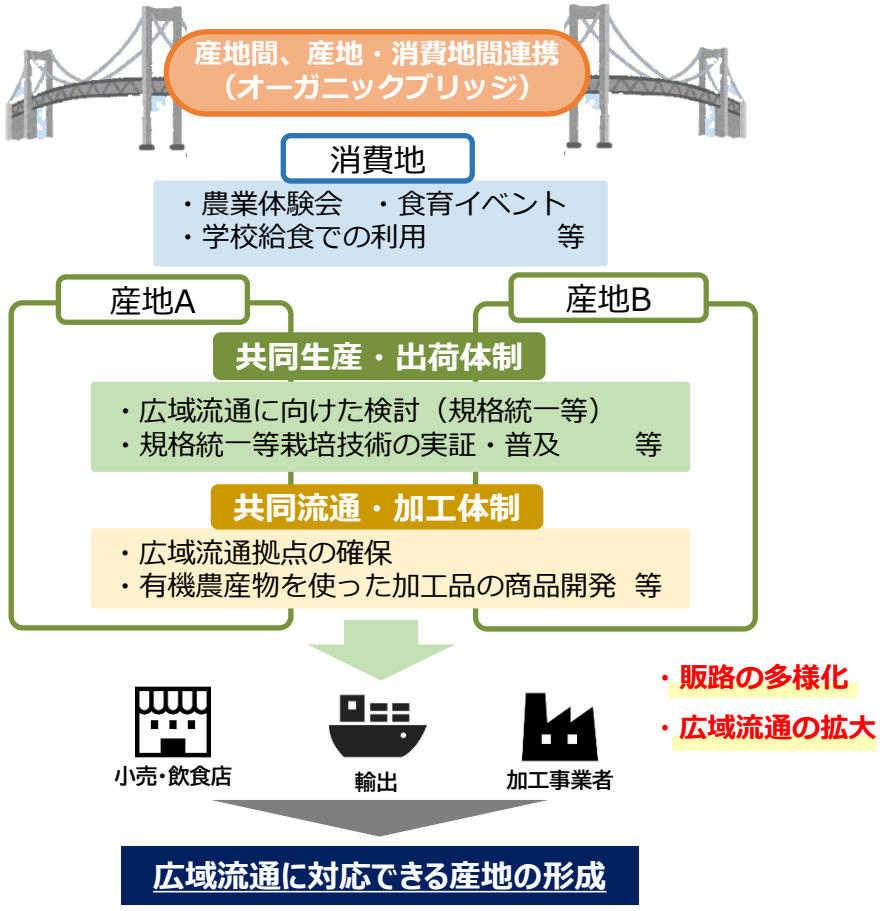
※以下の場合に優先的に採択します。

- 事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- 事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- 事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合　等

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2以内 → 都道府県 → 定額、1/2以内 → 市町村等

＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　農産局農業環境対策課　（03-6744-2114）

みどりの加速化支援交付金のうち

先進的有機農業拡大促進事業

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度　－　）の内数

＜対策のポイント＞

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、**スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上**や、**有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保**に取り組む農業者等を支援します。

＜事業目標＞

○　有機農業の面積（6.3万ha［令和12年まで］）

○　スマート農業技術を活用した面積の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、**スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組**を支援します。

【支援内容】

① スマート農業技術等に関する機械等の導入
（自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等）

② 有機農業の拡大に向けた取組
（ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機農産物を使った加工品の開発等を通じた販路拡大等）

【支援要件】

① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと

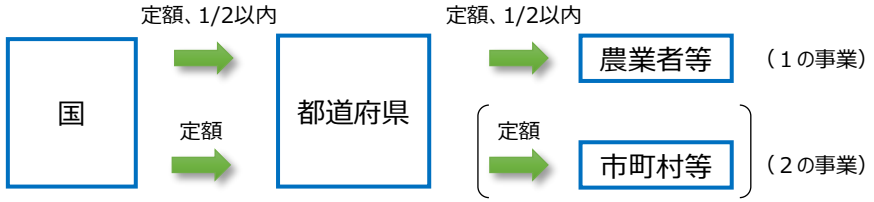
② 地域計画に位置付けられた農業者等であること

③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること 等の全ての要件を満たすこと

2．有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

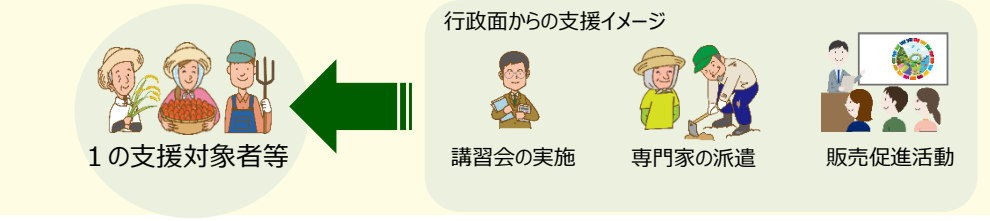


＜事業イメージ＞

1．スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2．有機農業拡大支援



［お問い合わせ先］　農産局農業環境対策課　（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

食農GX投資拡大促進事業

令和９年度予算概算要求額　4,795百万円（前年度　－ ）

＜対策のポイント＞

食料・農林水産分野におけるGX（グリーントランスフォーメーション）関連投資を促進するため、農林漁業者や食品事業者、地方自治体等が、優れた技術やノウハウ等を有する**民間企業と連携・協業して取り組む環境負荷低減や気候変動への適応、国産バイオマスの活用等の事業展開を支援します。**

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成［令和12年］

＜事業の内容＞

１．食農GXプロジェクト実現支援

農林漁業者等が民間企業とともにコンソーシアムを形成し、民間企業の優れた技術やノウハウを活用しつつ、食料・農林水産分野における環境負荷低減等のGX実現を図る計画的な取組を支援します。

① 支援対象となる取組（例）

環境負荷低減や気候変動適応に資する資材の開発・普及や製造・販売における低コスト化や市場拡大、ネイチャーポジティブやGHG排出削減による付加価値向上、太陽光や国産バイオマスを活用した資源循環、プラスチック対策、Ｊ－クレジットの創出・拡大等

② 支援内容

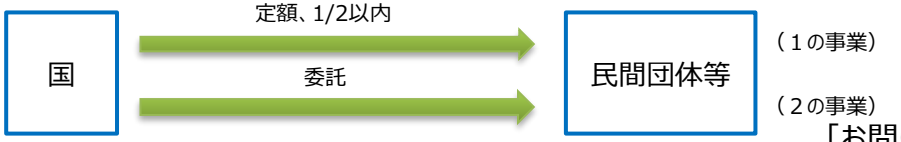
（ハード支援）①の取組に必要な機械・施設等の整備

（ソフト支援）①の取組に必要な調査・検証、新技術の導入、商品開発等

２．食農GXプロジェクトを推進するための環境整備

GXに関連する有望な技術シーズの発掘や技術フェーズに応じた対応の検討等により、GX投資拡大に向けた予見可能性の向上を図り、食料・農林水産分野のGXプロジェクトを推進するための環境整備を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〈プロジェクトイメージ：ハード支援〉



バイオ炭製造機導入により、農業者がバイオ炭を農地に施用しＪ－クレジットを取得

企業が運営するプラントによる地域の未利用バイオマスを活用する取組

GHG排出削減による付加価値向上

バイオマスの有効活用

〈プロジェクトイメージ：ソフト支援〉



生物多様性の取組の可視化

自然共生サイト登録等による農産物の高付加価値化・企業投資の呼び込み

産地に合った適応策（新資材・新品種等）の調査・検証

適応策導入の実証・企業と連携した販路の開拓による市場拡大

ネイチャーポジティブの取組

気候変動への適応策の導入

日本型直接支払のうち

新たな環境直接支払交付金

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

環境負荷低減の取組を広げることは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献**します。このため、**環境直接支払交付金**は、

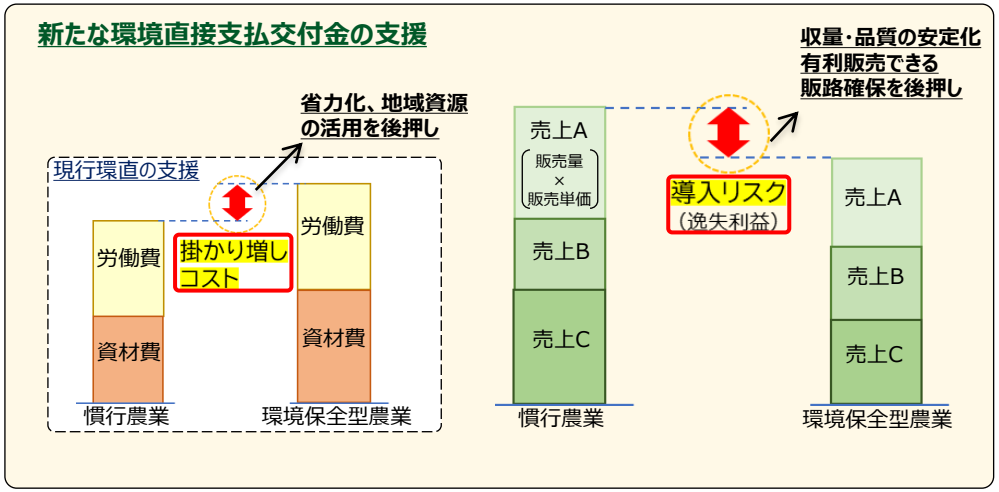
① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とします。
② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とします。
③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とします。

＜事業の内容＞

（１）支援の考え方

- みどり認定農業者を対象とします。
- ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援します。

  導入リスク（逸失利益）：農法転換時の**収量減少や品質低下等による収益低下**



- 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
  ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
  ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
  ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（２） 支援対象取組（案）

支援内容（例）

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援


バイオ炭　等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援


堆肥　等

（３）支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（５年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進します。

［お問い合わせ先］　大臣官房みどりの食料システム戦略グループ　（03-6744-1865）

現行制度を踏まえた新たな環境直接支払交付金の見直しの方向性

○ **現行の環境保全型農業直接支払交付金**は、多面法の計画認定に基づき、 地球温暖化防止や生物多様性保全等の**自然環境保全に資する営農活動を支援。**

○ **新たな環境直接支払交付金**は、食料・農業・農村基本計画に基づき、現行環直の実施内容を踏まえ、**みどり法の認定農業者を対象**とし、**導入リスク等も考慮した支援**にするとともに、支援対象取組や支援水準を定期的に見直す方向で検討。

環境保全型農業直接支払交付金（現行対策）

① 対象者：多面法に基づき計画認定を受けた**農業者団体等**

② 支援対象活動：
化学肥料、農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う、**地球温暖化防止**や**生物多様性保全等**の**自然環境保全に資する営農活動**

【支援対象取組】

有機農業	堆肥施用	緑肥施用	総合防除	炭の投入
				
	＋	＋	＋	＋
	５割減減	５割減減	５割減減	５割減減

③ 交付単価：**営農活動の掛かり増しコストに着目して設定**

④ 負担割合：国１／２、県１／４、市１／４

⑤ 交付ルート：国→都道府県→市町村→農業者団体等

新たな環境直接支払交付金の検討方向

新たな環境直接支払交付金については、令和7年4月に閣議決定された、食料・農業・農村基本計画に基づき、以下の方向性で検討

○ クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換について、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設

○ 具体的には、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者を対象として、
- 導入リスク等に応じた仕組みとすること、
- 支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うこと

を考慮しつつ検討